

市民委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(3) 「かわさき保育プラン平成26年度事業推進計画」及び「（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子」について

- 資料1 かわさき保育プラン 平成26年度事業推進計画《概要版》
- 資料2 かわさき保育プラン 平成26年度事業推進計画《本編》
- 資料3 （仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子 《概要版》
- 資料4 （仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子《本編》

市民・こども局こども本部

（平成26年3月18日）

かわさき保育プラン 平成26年度 事業推進計画《概要版》

～子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき～

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の考え方

本事業推進計画は、平成23年3月に策定した「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」（以下「かわさき保育プラン」という。）の“基本的な視点”、“基本目標”、“基本方向”を踏まえながら、施策目標や事業量を設定し、それに対する事業の手法などを示した実行計画とし、本市の社会状況の変化や子育てを取り巻く環境の変化に対応しながら、本市の最優先課題である待機児童ゼロに向けた取組を推進するとともに、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応を図っていきます。

2 事業推進計画の位置付けと計画期間

【計画の位置付け】

本事業推進計画は、平成23年3月に策定した「かわさき保育プラン」の計画の基本的な考え方を踏まえながら、「事業推進計画」として、平成26年度の施策目標や事業量を設定し、それに対する事業の手法などを示すとともに、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』などの子ども・子育てに関する行政計画や施策・取組との連携を図りながら、今後の保育施策を総合的に推進するための行政計画として位置付けます。

【計画期間】

本計画では、「かわさき保育プラン」の計画期間に示された平成23年度から平成27年度までの保育施策の方向性に基づき、平成26年度における施策目標を設定し、取組を進めます。

第2章 これまでの取組の状況

■ 「かわさき保育プラン」の平成23年度から平成25年度の取組を振り返って

本市では、「計画の基本的な考え方」に基づき、基本目標の実現を図るために、3つの基本方向と、9つの施策に沿って取組を展開してきました。平成23年度から平成25年度までに実施した主な施策の進捗状況は、次のとおりです。（詳細は本編参照）

主な施策	進捗状況
認可保育所の定員枠	目標：4,320人の増 実績：4,420人の増
認可外保育事業	援護対象児童数 H22/4 2,316人 H25/4 3,242人（926人増）
地域子育て支援センター	目標：26か所の増 実績：27か所の増

第3章 就学前の子育て家庭の状況

本市の就学前児童の養育状況、就学前児童の増加と保育所入所児童数の推移、年齢別の保育所の利用申請数などから、保育所等の利用ニーズの高まりを説明しています。

- 1 就学前児童の養育状況 ～子育て支援サービスの利用ニーズ～
- 2 保育所の入所状況 ～就学前児童の増加と保育ニーズの高まり～
- 3 保育所の利用申請状況 ～1歳児からの保育所利用申請への対応～
- 4 保育所の設置状況 ～子育て家庭のライフスタイルと利用ニーズ～
- 5 保育所等の利用ニーズの状況 ～保育所等の利用ニーズの多様化～

第4章 事業推進に向けた課題

1 保育環境の整備に向けた適切な対応

就学前児童の増加や子育て家庭を取り巻く環境の変化から、認可保育所の利用を希望する家庭は年々増加傾向にあり、依然として待機児童が生じています。

2 多様な保育ニーズへの適切な対応

核家族化の進行、親の価値観の変化により家庭のライフスタイルは多様化し、仕事と家庭を両立する共働きをする家庭も増えており、子どもを取り巻く環境の変化による多様な保育ニーズが生じています。

3 地域で子育てを支える取組の推進

地域との関わりの希薄さと相まって、子育ての孤立感や負担感を持つ家庭が増え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援や地域における育児力の向上のための取組、またワーク・ライフ・バランスの実現が求められます。

4 「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応

急速な少子化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状から、子育てに孤立感・負担感を持つ家庭の増加や子ども・子育て支援の質・量の不足等に伴う深刻な待機児童問題など、子育てをめぐる社会状況の変化に対応するため、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組が求められています。

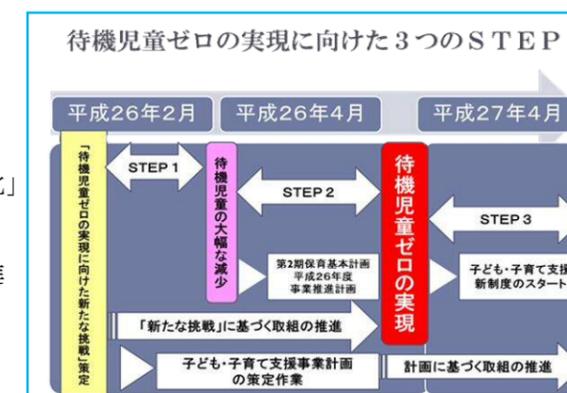
第5章 「待機児童ゼロ」の実現に向けて

1 待機児童ゼロの実現に向けた3つのステップ

- STEP1 待機児童の大幅な減少に向けた取組の「加速化」
- STEP2 待機児童ゼロの実現に向けた取組
- STEP3 子ども・子育て支援新制度における取組の推進

2 待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性

- (1) 保育受入枠の確保
- (2) 保育の質の担保・向上



- (3) 利用者への支援ときめ細やかな対応の充実
- (4) 多様なニーズに応える取組の推進

第6章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

「事業推進計画」の推進にあたっては、「かわさき保育プラン」に掲げた考え方に基づき、4つの“C”を基本的な視点とします。



2 基本目標

「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」

3 基本方向

基本目標の実現を図るため、3つの基本方向と9つの施策を推進します。

3つの基本方向	9つの施策		
1 “かわさき”の子育て支援の充実	(1)保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応	(2)利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上	(3)保育サービスの利用における受益と負担の適正化
2 社会全体で子育てを支える仕組みづくり	(1)地域で子育てを支える取組の推進	(2)企業等(雇用主)における子育て支援の取組の推進	(3)多様な主体との協働による取組の推進
3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携	(1)新たな制度への対応	(2)国、県、企業等との連携・協力	(3)大都市等との広域的な連携

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

- ・区役所における子ども及びその保護者の個々のニーズに応じたきめ細やかな利用者支援の実施

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

- ・保育士確保対策の充実

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

- ・子ども・子育て支援新制度への対応を含めた保育料の負担のあり方の検討

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

- ・新たな公立保育所の活用による地域の子ども・子育て支援の充実

9 企業等(雇用主)における子育て支援の充実

- ・九都県市が連携した取組の実施や子育て家庭向けセミナーの開催など、「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための市民等への普及・啓発

10 多様な主体との協働に向けた取組の充実

- ・事業主、労働者代表、子育て支援従事者、子育て当事者等から成る川崎市子ども・子育て会議の運営

11 国の新たな制度や地方分権推進への対応

- ・子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けた「待機児童解消加速化プラン」及び「保育緊急確保事業」等の取組
- ・(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定

12 国、県、企業等との連携による事業の推進

- ・国有地、県有地、企業の土地等の活用による保育所整備の推進

13 広域的な連携の推進

- ・大都市会議等を通じた課題の検討や情報の共有による連携の推進

第7章 事業推進計画

事業推進計画においては、「かわさき保育プラン」の計画期間である平成23年度から平成27年度のうち、平成26年度における取組を示しながら、その施策目標を設定し、本市の保育施策を推進するものとします。

【施策目標における平成26年度の主な取組】

1 認可保育所の整備等

- ・認可保育所の整備 22か所 1,540人分
- ・認可外保育施設から認可保育所への移行 400人分 (12か所)

2 認可外保育事業の充実と再構築

- ・川崎認定保育園保育料補助金の拡充
- ・指導体制の強化

3 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

- ・「新たな公立保育所のあり方基本方針」に基づく全区での実施

4 子育て家庭への支援の充実

- ・地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し
- ・病児保育施設の設置

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、国の制度改正や本市の社会状況の変化、さらには子育てを取り巻く環境の変化に適切に対応し、国の待機児童解消加速化プラン・保育緊急確保事業の支援メニューを積極的に活用することで、本市の最優先課題である待機児童ゼロを目指すとともに、平成27年度から実施される国の新たな制度である「子ども・子育て支援新制度」の円滑な導入に向けた取組を進めます。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本市の社会状況の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、平成23年度に設置しました庁内の関係局・区で構成する「川崎市保育施策庁内推進本部」による全庁的な対応とともに、児童福祉審議会や子ども・子育て会議からの意見を踏まえながら、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現を目指した取組を推進していきます。

かわさき保育プラン

平成26年度事業推進計画

～子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき～

平成26年3月

川崎市

はじめに



私たちのまち川崎市は、わが国全体の子ども数が減少傾向をたどる中、子育て世代が多く暮らしており、出生数は、平成19年以降、毎年1万4千人台という高い水準で推移し、就学前の子ども数は緩やかな増加傾向にあります。

一方わが国では、1970年代半ば以降、出生率と出生数の減少傾向が続いており、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されています。

また、都市化の進展や社会・経済環境の変化は、地域社会のつながりの希薄化、核家族化の進行、働き方の多様化など、子育てを取り巻く環境に変化をもたらし、子育て家庭のライフスタイルの多様化や、子育てに関する意識の変化等も相まって、子育てに不安や負担感を抱える家庭が増えております。

さらに、育児休業制度の定着や女性の就労意欲の高まり、あるいは経済的理由などにより女性の就業者は増え続けており、仕事と子育てを両立する家庭は増えております。

こうした、状況の変化を背景に、さらなる保育需要と多様な保育ニーズへの適切な対応が求められております。

本市では、平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの充実を図るなど、仕事と子育ての両立支援に取り組んでまいりました。

この「かわさき保育プラン平成26年度事業推進計画」は、本市の社会的状況や子育てを取り巻く環境の変化に適切に対応するために、平成23年3月に策定した「第2期川崎市保育基本計画」（かわさき保育プラン）の基本的な考え方を基に、平成26年度の保育施策の実行性を定める計画として策定しております。

また、本市における最優先課題の一つでもあります「待機児童のゼロ」に向けた具体的な取組を位置付けた計画であるとともに、平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行に向けた具体的な取組として、新たな制度への対応も位置付けております。

この計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、この計画の基本目標には、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本理念である「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」を掲げており、この目標の下、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち かわさき”を目指して、すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障され、家庭の役割が尊重される取組を多様な主体との協働により推進してまいります。

今後とも、この計画の推進につきましては、御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

川崎市長 福田 紀彦

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 事業推進計画の位置付けと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 これまでの取組の状況

- 「かわさき保育プラン」の平成23年度から平成25年度の取組を振り返って・・・ 3

第3章 就学前の子育て家庭の状況

- 1 就学前児童の養育状況 ～子育て支援サービスの利用ニーズ～・・・・・・ 18
- 2 保育所の入所状況 ～就学前児童の増加と保育ニーズの高まり～・・・・・・ 19
- 3 保育所の利用申請状況 ～1歳児からの保育所利用申請への対応～・・・・・・ 20
- 4 保育所の設置状況 ～子育て家庭のライフスタイルと利用ニーズ～・・・・・・ 21
- 5 保育所等の利用ニーズの状況 ～保育所等の利用ニーズの多様化～・・・・・・ 22

第4章 事業推進に向けた課題

- 1 保育環境の整備に向けた適切な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 多様な保育ニーズへの適切な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 地域で子育てを支える取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第5章 「待機児童ゼロ」の実現に向けて

- 1 待機児童ゼロの実現に向けた3つのSTEP・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第6章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第7章 事業推進計画

1	認可保育所の整備等	29
2	認可外保育事業の充実と再構築	34
3	「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築	37
4	子育て家庭への支援の充実	39
5	利用者へのサービス向上に向けた取組	41
6	保育サービスの質の向上に向けた取組	42
7	保育サービスの利用における受益と負担の適正化	44
8	地域で子育てを支える仕組みづくりの充実	45
9	企業等(雇用主)における子育て支援の充実	47
10	多様な主体との協働に向けた取組の充実	48
11	国の新たな制度や地方分権推進への対応	49
12	国、県、企業等との連携による事業の推進	50
13	広域的な連携の推進	51

第8章 計画の推進に向けて

1	計画の推進にあたって	52
2	計画の推進体制	52

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の考え方

子育てを取り巻く環境が変化する中、本市では、平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの拡充を図りながら、仕事と子育ての両立支援に取り組んできました。

また、人口増に伴う就学前児童数の増加や保育ニーズの高まりに対応するため、平成19年度以降には、毎年1,000人を超える大幅な保育受入枠の拡大を中心とした積極的な取組を進めてきたところです。

しかしながら、本市においては、核家族で共働きの家庭が増え、就学前の子どもも増えていることから、保育所の利用を希望する家庭は、年々増加しており、保育所の整備を推進しているものの、未だ待機児童が県内最多といった状況となっています。

こうした状況を踏まえ、**平成26年2月には、「子どもたちの笑顔があふれるまち かわさき」の実現を目指して、本市が取り組むべき最優先課題を「待機児童のゼロ」対策として、待機児童ゼロに向けた考え方や施策の方向性などを示した「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を策定しました。**

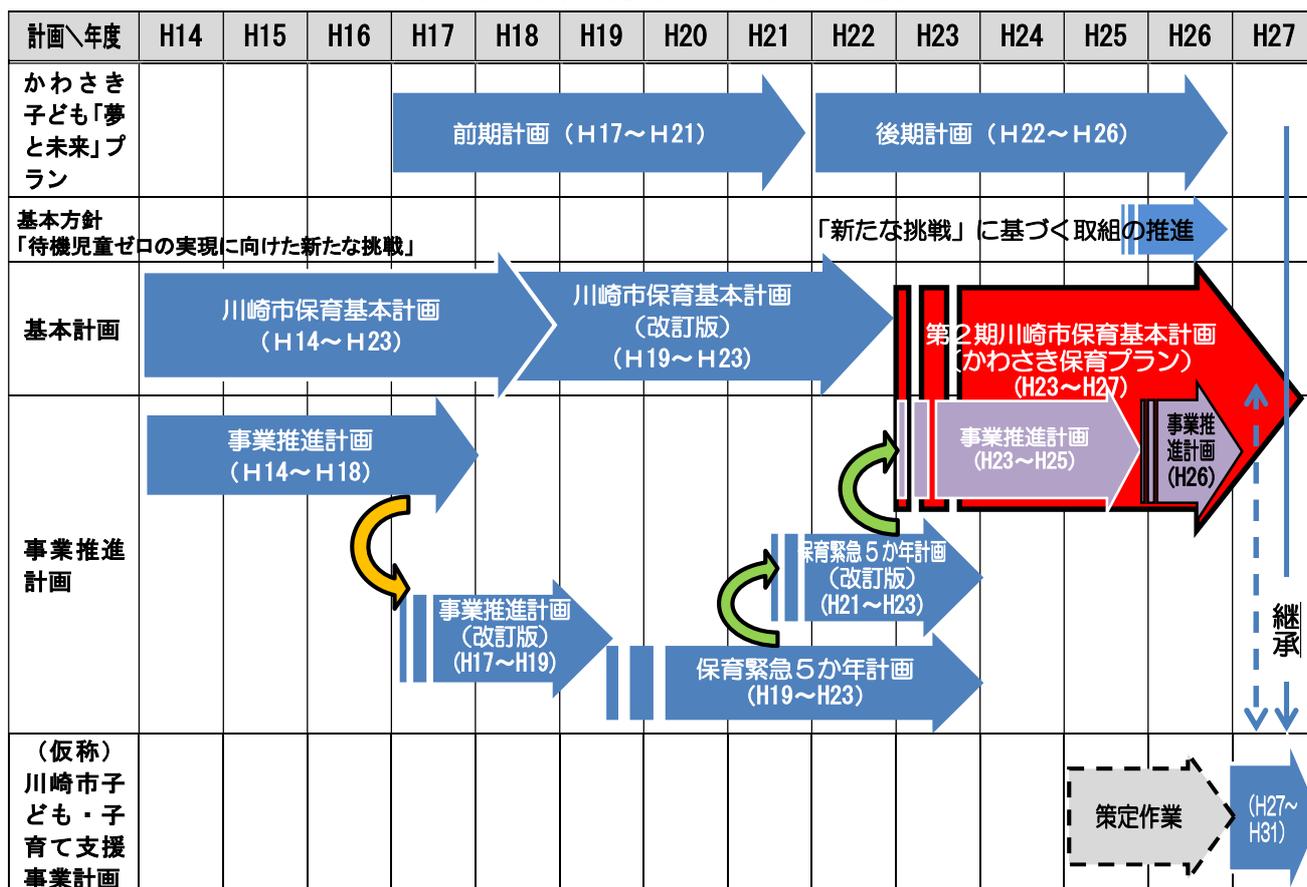
このかわさき保育プラン平成26年度事業推進計画は、(以下「事業推進計画」という。)平成23年3月に策定した「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)平成23年度～平成27年度」(以下「かわさき保育プラン」という。)の**“基本的な視点”、“基本目標”、“基本方向”を踏まえながら、施策目標や事業量、それに対する事業の手法などを示した実行計画として策定し、**社会状況の変化や子育てを取り巻く環境の変化に対応しながら、本市の最優先課題である待機児童ゼロに向けた取組を推進するとともに、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応を図っていきます。

2 事業推進計画の位置付けと計画期間

平成23年度～平成25年度事業推進計画は、平成23年3月に策定した「かわさき保育プラン」の基本的な考え方を踏まえながら、平成23年度から平成25年度までの施策目標や事業量を設定し、それに対する事業の手法などを示すとともに、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』などの子ども・子育てに関する行政計画や施策・取組との連携を図りながら、今後の保育施策を総合的に推進するための行政計画として位置付け策定しました。

本計画は、引き続き「かわさき保育プラン」の計画期間に示された平成23年度から平成27年度までの保育施策の方向性に基づき、**平成26年度における施策目標や事業量を設定した事業推進計画として策定**し、その取組を進めます。

＜本市の保育施策の充実にに向けた計画の推進＞



【事業推進計画と「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」との整合について】

平成24年3月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が導入されることとなりました。新制度の導入に合わせ、本市においては平成26年度中に、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定を義務付けられた市町村子ども・子育て支援事業計画として「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～平成31年度)を策定します。

この計画の策定にあたっては、現行計画である「かわさき保育プラン」の取組内容と整合性を図りながら、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化した新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指して検討を進めます。

【事業推進計画と「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」との整合について】

本市では、すべての子どもが健やかに成長していくために、「子どもたちの笑顔があふれるまち かわさき」の実現を施政方針(平成26年2月)に掲げ、取組を進めておりますが、最優先で取り組むべき課題が「待機児童のゼロ」対策であり、平成26年2月に基本方針である「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を策定しました。事業推進計画においては、この基本方針を踏まえ、「待機児童ゼロ」の実現に向け、認可保育所の整備数などの具体的な施策目標や事業量を示しています。

第2章 これまでの取組の状況

■ 「かわさき保育プラン」の平成23年度から平成25年度の取組を振り返って

「かわさき保育プラン」では、基本目標の「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち、かわさき」実現を図るために、3つの基本方向と、9つの施策に沿って取組を展開してきました。

平成23年度から平成25年度までに実施した施策の進捗状況の主な内容は、次のとおりです。

基本方向1 “かわさき”の子育て支援の充実

施策1 保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応

1 認可保育所の整備 ～3年間で4,000人を超える定員増～

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
認可保育所の定員枠の拡大	目標	●20か所 1,585人増 H23・4当初 180か所 15,905人	●20か所 1,465人増 H24・4当初 203か所 17,490人	●20か所 1,270人増 H25・4当初 223か所 18,955人	●3年間で4,320人増 H26・4当初 243か所 20,225人
	実績	●23か所 1,585人増 H23・4当初 180か所 15,905人	●18か所 1,505人増 H24・4当初 203か所 17,490人	●20か所 1,330人増 H25・4当初 221か所 18,995人	●3年間で4,420人増 H26・4当初 241か所 20,325人
1歳児の定員枠の拡大	目標	●291人増	●261人増	●212人増	●3年間で764人増
	実績	●297人増	●271人増	●245人増	●3年間で813人増
長時間延長保育 (20時までの実施)	目標	●実施拡大(92か所)	●実施拡大(121か所)	●実施拡大(147か所)	●H26・4当初 173か所
	実績	●実施拡大(92か所)	●実施拡大(122か所)	●実施拡大(147か所)	●H26・4当初 173か所
3歳以上児への主食提供の実施	目標	●実施拡大(140か所)	●実施拡大(169か所)	●実施拡大(192か所)	●H26・4当初 212か所
	実績	●実施拡大(140か所)	●実施拡大(169か所)	●実施拡大(190か所)	●H26・4当初 213か所

【主な取組】

1 認可保育所の整備

- 就学前児童数の増加やさらなる保育需要に適切に対応するため、計画期間（平成23年度から平成25年度）の3年間で、土地所有者と保育事業者のマッチングによる保育所整備や鉄道事業者の活用を促進する保育所整備など新たな整備手法も取り入れながら、4,420人の定員枠拡大を図りました。
- 育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請に対応するため、「民間事業者活用型（1歳児定員からの）保育所整備」等により813人の1歳児の定員枠拡大を図りました。
- 保護者の就労形態の多様化などに対応するため、長時間保育や3歳以上児への主食提供の実施拡大など多様な保育サービスの充実を図りました。

2 認可外保育事業の充実と再構築

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
認可外保育事業の充実と再構築	目標	●認可外保育事業の再構築に向けた検討	●事業の再構築に向けた基本方針の策定	●基本方針に基づく取組の推進
	実績	●認可外保育事業の再構築に向けた庁内検討(ワキガ)会議の実施	●事業の再構築に向けた基本方針の策定	●基本方針に基づく取組の推進
平成22年度 (2010年)	●援護対象児童の拡大	●援護対象児童の拡大	●基本方針に基づく取組の推進	●基本方針に基づき平成25年度から新制度による本格実施
①認定保育園 援護対象 1,580人	①援護対象 1,600人 ②(居宅型)福祉員21人 受入児童77人 (共同型)3か所 受入児童27人	①援護対象児童の拡大 ②(居宅型)福祉員2人 受入児童6人の増 (共同型)3か所 受入児童27人の増		
②家庭保育福祉員(居宅型) 福祉員19人 受入児童71人	③14か所 345人 ④11か所 320人 H23/4当初 2,360人	③事業推進 ④2か所 60人の増		
③おなかま 保育室 14か所345人	●援護対象児童の拡大	●援護対象児童の拡大	●基本方針に基づく取組の推進	●基本方針に基づき取組を進め、認可外保育事業の受け入れ枠を拡充
④かわさき 保育室 11か所320人	①援護対象 1,600人 ②(居宅型)福祉員19人 受入児童74人 (共同型)3か所 受入児童18人	①援護対象 2,000人 ②(居宅型)福祉員21人 受入児童83人 (共同型)4か所 受入児童27人	①援護対象 2,400人 ②(居宅型)福祉員23人 受入児童90人 (共同型)4か所 受入児童27人	3年間で926人増
H22/4当初 援護対象児童数 2,316人	③14か所 345人 ④11か所 320人 H23/4当初 2,360人	③14か所 345人 ④13か所 380人 H24/4当初 2,835人	③14か所 345人 ④13か所 380人 H25/4当初 3,242人	

3 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築	目標	●公立保育所の再構築に向けた検討 ●公立保育所調理業務の委託化 4園の実施 ●公立保育所民営化 1園の実施 H23/4当初 公立保育所 68園 調理業務委託 37園	●公立保育所の再構築に向けた基本方針の策定 委託園の検討 ●公立保育所民営化 5園の実施 H24/4当初 公立保育所 63園	●基本方針に基づく取組の推進 ●基本方針に基づく取組の推進 ●公立保育所民営化 6園の実施 H25/4当初 公立保育所 57園
	実績	●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキガ)会議の実施 ●職員の退職動向等により未実施 ●末長保育園(高津区)の民営化(60人→90人)	●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定 ●職員の退職動向等を踏まえ、継続的な検討を実施 ●西大島保育園(川崎区、95人→120人)、東小倉保育園(幸区、90人→120人)、玉川・玉川乳児保育園(中原区、90人・35人→135人)、百合丘保育園(麻生区、60人→90人)の民営化	●川崎区・宮前区で先行モデル実施 ●検討の結果、職員の退職動向等により未実施 ●出来野保育園(川崎区、90人→120人)、古市場保育園(幸区、120人→130人)、千年保育園(高津区、120人→130人)、中野島・中野島乳児保育園(多摩区、60人・35人→120人)、西宿河原保育園(多摩区、120人→130人)の民営化 「公設民営保育所の譲渡方式導入による民設民営化への転換について」検討、公表

4 子育て家庭への支援の充実

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
一時保育の実施	目標	●実施拡大(35か所)	●実施拡大(42か所)	●実施拡大(47か所)	●3年間で47か所まで拡大
	実績	●実施拡大(35か所)	●実施拡大(43か所)	●実施拡大(50か所)	●3年間で50か所まで拡大
地域子育て支援センター(センター型)の実施	目標	●実施拡大(23か所)	●実施拡大(25か所)	●実施拡大(26か所)	●3年間で26か所まで拡大
	実績	●実施拡大(23か所)	●実施拡大(25か所)	●実施拡大(27か所)	●3年間で27か所まで拡大
保育所における地域の子育て支援機能の充実	目標	●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲)	●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲)	●基本方針に基づく取組の推進(再掲)	●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●平成25年度からの制度の本格実施(段階的)
	実績	●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進 ●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) ●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進	●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲)	●川崎市・宮前区で先行モデル実施(再掲)	●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進 ●目標どおり実施 ●平成25年度からの制度の段階的実施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲) ●目標どおり実施
休日保育の実施	目標	●1か所の拡大(7か所で実施)			●7か所で実施
	実績	●6か所で実施	●6か所で実施	●6か所で実施	●6か所で実施
年末保育の実施	目標	●事業実施(7か所)			●7か所で実施
	実績	●事業実施(7か所)	●事業実施(7か所)	●事業実施(7か所)	●7か所で実施
夜間保育の実施	目標	●事業実施(1か所)			●1か所で実施
	実績	●事業実施(1か所)	●事業実施(1か所)	●事業実施(1か所)	●1か所で実施
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の実施	目標	●事業の充実に向けた検討(3か所)	●事業の充実に向けた検討	●検討結果に基づく取組の推進	●事業の充実
	実績	●事業の充実に向けた検討(3か所)	●事業の充実に向けた検討・整備予算の確保	●中原区内に病児保育施設を整備	●1か所の拡大(4か所で実施)

【主な取組】

2 認可外保育事業の充実と再構築

- 「川崎認定保育園」などの認可外保育施設における援護対象児童数を拡大し、3年間で926人の増加を図りました。
- 平成25年1月に「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」を策定し、川崎認定保育園」制度の創設や旧制度からの移行も含めた認定施設の増大、保護者負担軽減のための保育料補助金の創設など認可外保育施設の定員枠を拡大し、利用を促進するための取組を進めました。

【主な取組】

3 「認可保育所の運営のあり方基本方針」を踏まえた公立保育所の再構築

●「認可保育所の運営のあり方基本方針」を踏まえ、庁内検討（ワーキング）会議により検討を進め、平成24年9月に「新たな公立保育所」のあり方基本方針を策定し、既存の公立保育所の機能に加え、「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成機能」の強化を図り、公立保育所の再構築を行いました。平成25年4月からは、川崎市・宮前区において「新たな公立保育所」の先行モデル実施を行いました。

●平成25年11月に「公設民営保育所の譲渡方式の導入による民設民営化への転換について」を公表しました。指定管理者制度を導入している公設民営保育所については、保育の継続性を確保し、民間がより主体的に保育サービスを提供することができるよう、指定期間の満了に合わせ、民設民営保育所へ転換します。

4 子育て家庭への支援の充実

●在宅の子育て家庭への充実を図るため、新設保育所において地域子育て支援センター（センター型）事業を実施し、実施園数を3年間で4か所拡充しました。

施策2 利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
子育てに関する情報提供の充実	目標 ●地域における子育て支援情報の提供機能強化に向けた検討と取組の推進 ■「地域子育て支援情報提供事業」の実施			●地域における子育て支援情報の提供機能強化に向けた検討と取組の推進
	実績 ●市HPを見直し「かわさきし子育て応援ナビ」を立ち上げるとともに、子育てガイドブック等による情報提供を実施	●「かわさきし子育て応援ナビ」において、認可外保育施設の空き情報の提供を実施		●目標どおり実施
相談・コーディネート機能の充実	目標 ●地域における子育てに関する相談・コーディネート機能強化に向けた検討と取組の推進 ■区役所における子育てに関する相談・コーディネート機能の強化に関する検討及び取組の推進			●地域における子育てに関する相談・コーディネート機能強化に向けた検討と取組の推進
	実績 ●「かわさきし子育て応援ナビ」で「認可外保育施設の空き情報」を設け、内容・デザインの一新を図った子育て家庭への対応をHP及び区役所窓口にて実施	●「かわさきし子育て応援ナビ」における「認可外保育施設の空き情報」を、毎月更新し、情報提供の充実を図った。	●区役所、支所に保育所入所を発端とする子育て相談にきめ細かく対応するため、保育士を配置し、相談対応を充実させた。	●目標どおり実施
利用者の視点に立った子ども・子育てサービスへの対応	目標 ●次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の推進 ■児童福祉審議会への計画進捗状況の報告と意見・評価の市民公表	●後期計画の中間評価 ■計画に対する市民の意見等を把握し、児童福祉審議会による意見・評価と併せて中間評価を実施	●後期計画の推進及び進捗管理 ■児童福祉審議会への計画進捗状況の報告と意見・評価の市民公表	●後期計画の推進
	実績 ●計画の進捗管理を図るとともに、市内子育て関係者との懇談会を実施し、児童福祉審議会からの意見・評価を受け、進捗状況を市HP等で市民公表	●子ども・子育て関連3法の取組に連動し、中間評価の実施を次年度に変更	●児童福祉審議会の意見・評価を踏まえ、計画の進捗管理及び中間評価を実施し、市HP等で市民公表	●子ども・子育て支援新制度の導入に向けた検討の推進

【主な取組】

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

●本市における子ども・子育て支援サービスに関する情報提供方法について、地域子育て支援情報提供事業による検討を行い、子ども・子育てに関する情報を体系的に整理・集約すると共に内容の充実を図るため、市ホームページに「子育て応援ナビ」を新たに立ち上げるとともに、「かわさきし子育てガイドブック」を全面改訂しました。また、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター等の施設情報を集約し、利用者が求める情報をよりわかりやすく提供することで、必要とするサービスの利用へ円滑につながるよう取組を進めました。

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
保育の質の向上への取組の充実	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所の運営法人等の選考及び認可時の審査の充実 ●保育所等への審査・指導体制の強化・充実 ■認可保育所への監査・指導体制の充実及び認可外保育施設への指導・監督機能の強化 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針に基づく取組の推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所の運営法人等の選考及び認可時の審査の充実 ●保育所等への審査・指導体制の強化・充実 ●平成25年度からの制度の本格実施(段階的)
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●法人選考に当り、民間活用推進委員会による審査を実施 ●認可保育所の指導監査業務をこども本部へ移管し、所管課と連携した指導監査体制を構築 ●全民営認可保育所(117か所)に対して、実地による指導監査を実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人選考に当り、民間活用推進委員会による審査を実施 ●全民営認可保育所(141か所)に対して、実地による指導監査を実施 ●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人選考に当り、民間活用推進委員会による審査を実施 ●全民営認可保育所(165か所)に対して、実地による指導監査を127園に対して実施 書面監査を38か所実施 ●川崎区・宮前区で先行モデル実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●平成25年度からの制度の段階的実施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲)
民間保育運営への支援等の充実	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の運営状況の把握と支援の実施 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針に基づく取組の推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の運営状況の把握と支援の実施 ●平成25年度からの制度の本格実施(段階的) ●目標どおり実施
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●新設園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新設園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施 ●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新設園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施 ●川崎区・宮前区で先行モデル実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度からの制度の段階的実施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲)
第三者評価制度の受審の促進	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の受審の促進 11園の受審 ●指定管理園・民営化園の受審 2園の受審 ●第三者評価項目の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の受審の促進 11園の受審 ●指定管理園・民営化園の受審 7園の受審 ●新たな評価項目による評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の受審の促進 8園の受審 ●指定管理園・民営化園の受審 9園の受審 	<ul style="list-style-type: none"> ●3年間で30園の受審 ●3年間で18園の受審 ●新たな評価項目による評価の実施
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●民設民営園 27園の受審 ●指定管理園 2園の受審 ●第三者評価項目の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●民設民営園 36園の受審 ●指定管理園 7園の受審 ●新たな評価項目による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●民設民営園 36園(見込み)の受審 ●指定管理園 9園(見込み)の受審 ●新たな評価項目による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●3年間で36園の受審 ●3年間で18園の受審 ●目標どおり実施

【主な取組】

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

- 民間保育所運営への支援として、新設園や障害児を受け入れている保育園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施しました。
- 発達が気になるお子さんの保育を支援するため、平成25年度から、これまで公立保育所で実施していました発達相談を民間保育所でも導入しました。
- 改訂された「保育所保育指針」に基づき、平成23年度に第三者評価の評価項目を見直し、平成24年度から新たな評価項目もよる評価を実施しました。また、民間保育所へ第三者評価制度の受審のための費用を助成し、受審促進に向けた取組を推進しました。

施策3 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
保育料の収納率向上に向けた取組の推進	目標	●保育料の収納対策への取組の強化	→	収納率 97%以上 (現年度分 99%以上)	●収納率 97%以上
	実績	●収納率 96.33%	●収納率 97.22%	●収納率 97.11%	●収納率 97.11%
保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討	目標	●保育料の負担のあり方の検討 ■「(仮称)保育サービス利用のあり方検討委員会」の設置による検討 ●「川崎市保育料金額表」の改定 (階層区分の変更【25階層→26階層】)	●検討結果に基づく検討の推進	→	●保育料負担のあり方の検討結果に基づく取組の推進
	実績	●保育サービス利用における受益と負担の適正化を図るため、平成24年度から26年度までの3年間で、保育料負担割合を、現在の66.4%から段階的に75%まで引き上げ ●「川崎市保育料金額表」の改定 (階層区分の変更【25階層→26階層】)	●保護者負担割合 66.4%⇒69.4%	●保護者負担割合 69.4%⇒72.4%	●保護者負担割合 69.4%⇒72.4%

【主な取組】

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

- 保育料の収納率向上に向け、電話催告や納付面談、債権差押を中心とした滞納処分などを行いました。
- 本市では、国基準保育料額に対する軽減を図っていますが、平成23年度に保育サービスの利用における受益と負担の適正化のあり方を検討し、その結果に基づき段階的に保護者負担割合を引き上げていくため、川崎市保育料金額表を改定し、平成24年度から平成26年度までの保育料金額表を定めました。

基本方向2 社会全体で子育てを支える仕組みづくりの充実

施策1 地域で子育てを支える取組の推進

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
区役所を拠点とした地域の子育て支援ネットワークの推進	目標 ●地域における子ども・子育て支援機能の強化 ■区役所における公立保育所の管理運営及び地域子育て支援センター事業の実施 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲) ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討(4か所で実施)	■区役所における子ども文化センターの管理運営の実施 ●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲)	●基本方針に基づく取組の推進(再掲)	●地域における子ども・子育て支援機能の強化 ●基本方針に基づく取組の推進(再掲) ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討(4か所で実施)
	実績 ●地域における子ども・子育て支援機能の強化 ■区役所における公立保育所の管理運営及び地域子育て支援センター事業の実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討(4か所で実施)	■区役所における子ども文化センターの管理運営の実施 ●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲)	●川崎区・宮前区で先行モデル実施(再掲)	●目標どおり実施 ●平成25年度からの制度の段階的实施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲) ●目標どおり実施
家庭的な保育事業の充実	目標 ●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 3か所 受入児童 27人 ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 21人 受入児童 77人	福祉員 2人 受入児童 6人増 3か所 受入児童 27人増	●認可外保育事業の再構築に向けた基本方針に基づく取組の推進	●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 23人 受入児童 83人 ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 3か所 受入児童 27人増 6か所 受入児童 54人
	実績 ●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 19人 受入児童 74人 (23.4当初) ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 3か所 受入児童 18人 (23.4当初)		●認可外保育事業の再構築に向けた基本方針に基づく取組	●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 25人 受入児童 104人 (26.4当初) ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 5か所 福祉員 11人 受入児童 33人 (26.4当初)

【主な取組】

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

●市民に身近な区役所を地域の総合的な子ども・子育て支援拠点とするため、公立保育所の管理運営、地域子育て支援センター事業及びこども文化センターの管理運営を各区こども支援室へ移管し、区役所の機能強化を図りました。また、区内の子ども・子育て関係機関のネットワーク会議や幼保小の連携会議等を開催し、横断的な施策の企画・検討や積極的な情報交換を行うとともに、区内における講座・イベント等の開催などを通じて、区を主体とした、総合的な子ども・子育て支援の取組を進めました。

●育児を行いたい人（ヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が相互にサポートセンターに会員登録し、サポートセンターがコーディネートを行う「ふれあい子育てサポート事業」については、ヘルパー研修の実施回数を増やすことで会員数の増加に向けた取組を行うとともに、研修内容の充実によりヘルパー会員の資質向上を図るなどして、地域における相互援助の機能を充実させるよう、事業を推進することで、地域の様々な人が子育て支援に関わることができ、人と人とのつながりが再構築され、互いに助け合う地域づくりに資することができました。

施策2 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
企業等（雇用主）における子育て支援の充実	目標 ●「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発 ■大都市等との広域的な連携やフォーラムの開催、企業等における取組事例の調査・研究等及び発信による普及啓発 ●企業等における子ども・子育て支援の充実に向けた情報提供・普及啓発・相談支援			●「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発 ●企業等における子ども・子育て支援の充実に向けた情報提供・普及啓発・相談支援
	実績 ●フォーラムの開催による普及・啓発、市内事業所を対象としたWLBへの意識や取組に関する調査実施、県との共催による事業所向けセミナーの開催	●講演会・セミナーの開催による普及・啓発、市内事業所を対象としたWLBへの意識や取組に関する調査実施、県との共催による事業所向けセミナーの開催	●講演会・セミナーの開催による普及・啓発、市内事業所を対象としたWLBへの意識や取組に関する調査実施、県との共催による事業所向けセミナーの開催	●目標どおり実施
事業所内保育等の取組への支援の充実	目標 ●事業所内保育施設の設置に向けた企業等への働きかけと協議の推進 ●事業所内保育施設の設置事例の調査・研究と助成制度の再構築			●事業所内保育施設の設置に向けた企業等への働きかけと協議の推進 ●事業所内保育施設の設置事例の調査・研究と助成制度の再構築
	実績 ●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし	●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし	●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし	●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし

【主な取組】

9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

●大都市間での広域的な連携として、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進を目的に、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）共催により、ワーク・ライフ・バランスデーを設定し、定時退社の取組を実施しました。また、神奈川労働局、県と県内政令3市等の共催により、講演会やセミナーの開催、さらに本市独自の取組として、子育て中の母親や父親などを対象としたセミナーや、ワーク・ライフ・バランスの観点を踏まえた講演会などを開催しました。

施策3 多様な主体との協働による取組の推進

10 多様な主体との協働に向けた取組の充実

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
多様な主体との協働に向けた取組の充実	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援施策の事業者向けの情報発信の充実 ■HP や冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組の推進 ●区役所を拠点とした子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進 ●「土地所有者と保育事業者のマッチング」による保育所整備の推進 ■土地に関する情報収集や事業内容の周知に向けた取組の推進 ●多様な民間の主体との連携に向けた“きっかけづくり”の促進 			<ul style="list-style-type: none"> ●HP や冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組の推進 ●区役所を拠点とした子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進 ●「土地所有者と保育事業者のマッチング」による保育所整備の推進 ●多様な民間の主体との連携に向けた“きっかけづくり”の促進
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援施策の事業者向けの情報発信の充実 ■HP や冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組の推進 ●区役所を拠点とした子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進 ●「土地所有者と保育事業者のマッチング」による保育所整備の推進 ●土地所有者及び社会福祉法人の募集を行い、コーディネートを実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> H24 4か所の整備 (60人定員) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> H25 5か所の整備 (60人定員) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●5か所・320人分を整備 ●土地所有者及び社会福祉法人の募集を行い、コーディネートを実施

【主な取組】

10 多様な主体と協働に向けたコーディネートの実

- 子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けて、広く子育て家庭や地域、雇用主、子育て支援事業者へのホームページや冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組を行いました。
- 自己所有の土地を保育所整備用地として賃貸を希望する土地所有者と保育所整備を希望する社会福祉法人をマッチングに向けたコーディネートを行い、平成24年度（平成25年4月開設）に4か所、平成25年度（平成26年4月開設）に1か所の整備を行いました。

基本方向3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携

施策1 新たな施策への対応

11 国の新たな制度や地域主権改革への対応

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
国の新たな制度や地域主権改革への対応	目標 ●「子ども・子育て新システム」への対応に向けた検討 ■「(仮称)子ども・子育て新システム検討協議会」の設置による検討 ●地域主権改革への対応に向けた検討	●検討結果に基づく基本方針の策定	●基本方針に基づく取組の推進	●基本方針に基づく取組の推進 ●地域主権改革への対応に向けた検討
	実績 ●子ども・子育て新システムに連動し、「(仮称)子ども・子育て新システム検討協議会」の設置による検討を次年度に変更 ●地域主権改革への対応のため児童福祉施設の最低基準等、庁内での基準の検討	●子ども・子育て関連3法が成立したことによる子ども・子育て支援新制度に向けた審議会等推進体制の検討 ●地域主権改革への対応のため児童福祉施設の最低基準等、基準条例の制定	●子ども・子育て支援新制度施行に向けた子ども・子育て会議の設置・運営、子ども・子育て支援システムの仕様・設計・開発等 ●県からの権限移譲に向けた検討	●国の動向を踏まえた新たな制度へ向けた取組の実施 ●目標どおり実施

【主な取組】

1.1 国の「子ども・子育て新システム」や地域主権改革への対応

●国においては、平成22年1月に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され検討が進められる中、平成24年3月には「子ども・子育て新システム関連3法」が国会へ提出されました。その後、法案修正を経て平成22年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立、同月22日に公布されました。その後の本市の取組としては、川崎市子ども・子育て会議の設置・運営や子ども・子育て支援システムの構築のための準備など、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、その準備作業を進めました。

12 国、県、企業等との連携による事業の推進

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
国、県、企業等との連携による事業の推進	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備に向けた調整（宮前区野川地内） ●国の宿舍を活用する保育の実施に向けた協議・調整 ●県・公的機関の土地等の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者など企業等の土地を活用した保育所整備（JR 武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備（宮前区野川地内） ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始（JR 武蔵小杉駅周辺） ・整備（東急武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所の運営開始（宮前区野川地内） ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始（東急武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所の運営開始（宮前区野川地内） ●国の宿舍を活用する保育の実施に向けた協議・調整 ●県・公的機関の土地等の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者など企業等の土地を活用した保育所整備（JR 武蔵小杉駅周辺）
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備に向けた調整（宮前区野川地内） ●県・公的機関の土地等の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者など企業等の土地を活用した保育所2か所の整備（JR 武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備（宮前区野川地内） ●県有地（川崎区境町）の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始2か所（定員70人、40人・JR 武蔵小杉駅周辺） ・整備（東急武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所1か所（定員60人）の運営開始（宮前区野川地内） ●県有地（川崎区境町）での保育所開設（平成28年4月）に向けた協議・調整及び運営法人の募集・選定 ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始1か所（定員60人・東急武蔵小杉駅周辺） ・整備（JR 武蔵小杉駅周辺、JR 武蔵新城駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●3年間で3か所定員170人増

【主な取組】

12 国有地、県有地、企業の土地等の活用による事業推進

●本市では、これまでも市有地等を活用しながら、保育所の整備を推進してきましたが、さらなる保育需要への適切な対応に向け、国、県などとの連携・協力を進め、平成25年4月に国有地を活用した保育所（宮前区野川）の運営を開始しました。また、平成28年4月に県有地を活用した保育所（川崎区境町）の開設に向けて事業を推進しました。さらに、企業等が保有する土地等の活用が図れるよう、鉄道事業者への働きかけを進め、平成24年4月及び平成25年4月に武蔵小杉駅周辺で鉄道事業者を活用した保育所の運営を開始しました。

施策3 大都市等との広域的な連携

13 広域的な連携の推進

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
大都市等との 広域的な 連携	目標	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市会議等における課題の検討や共有化 ●課題解決に向けた広域的連携による要望活動等の実施 ●広域的な連携の促進に向けた取組の推進 	  	  	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市会議等における課題の検討や共有化 ●課題解決に向けた広域的連携による要望活動等の実施 ●広域的な連携の促進に向けた取組の推進
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ●国への予算要望や、指定都市市長会議等において、円滑な実施に向けた制度検討についての要望等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定都市市長会議や九都県市首脳会議において、新制度の実施に当たって、地域の実情に十分に配慮した子ども・子育て支援の確実な充実が図られるよう要請等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●県政令市連名で子ども・子育て支援新制度本格施行に向けての提案・要望を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標どおり実施

【主な取組】

13 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

●国においては、平成22年1月に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置、新制度の検討がなされました。本市においては、大都市会議において、都市間での課題の検討や共有化、国等への要望を実施しました。その後、国での検討を経て、平成24年3月に「子ども・子育て新システム関連3法」が国会へ提出されましたが、政権交代に伴い、法案修正後、平成22年8月10日「子ども・子育て関連3法」が可決・成立、同月22日に公布されたため、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた大都市間での課題の検討や共有化、国等への要望を実施しました。

第3章

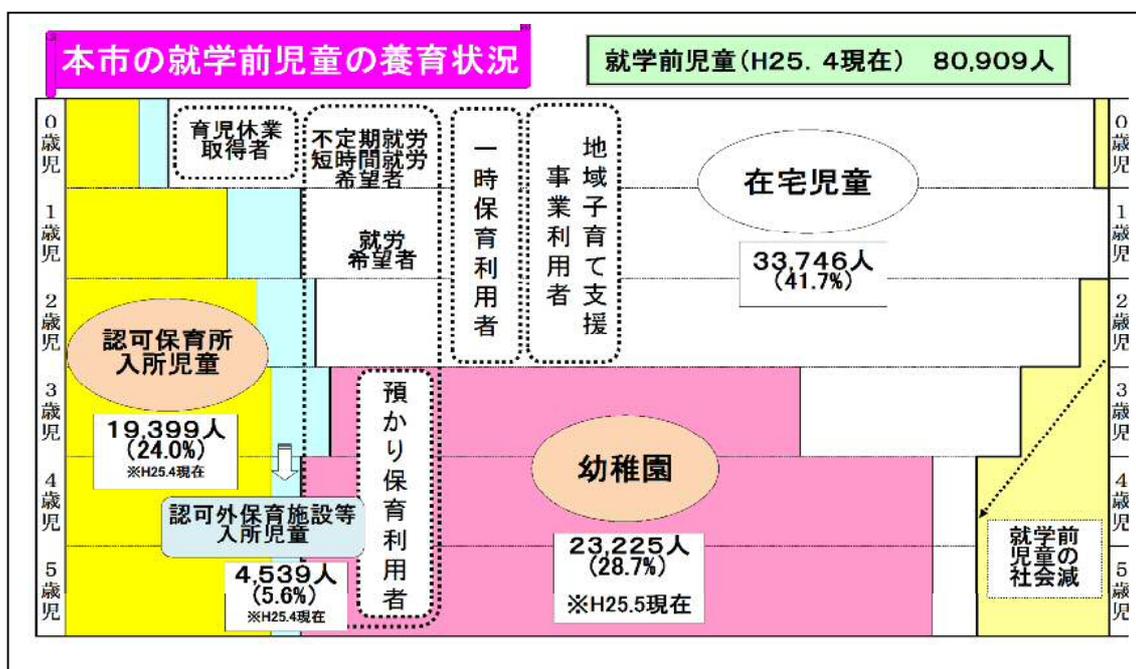
就学前の子育て家庭の状況

1 就学前児童の養育状況 ～子育て支援サービスの利用ニーズ～

本市の就学前児童の養育状況としては、就学前児童全体の約4割が、在宅で子育てされており、認可・認可外の保育所を利用している児童が約3割、幼稚園に在籍している児童が約3割となっています。また、就学前児童を3歳児未満と3歳児以上で見ると、3歳児未満では、在宅で子育てされている児童が約7割、保育所を利用する児童が約3割となっており、3歳児以上では、認可・認可外の保育所を利用する児童が約3割、幼稚園を利用する児童が約6割となっています。

<本市の就学前児童の養育状況>

就学前児童数（H25.4現在）80,909人



注1) 認可保育所・認可外保育施設入所児童は、平成25年4月1日現在の市内在住の入所者数（こども本部調べ）

注2) 幼稚園児数は、平成25年5月1日現在の市内在住の入所者数（こども本部調べ）

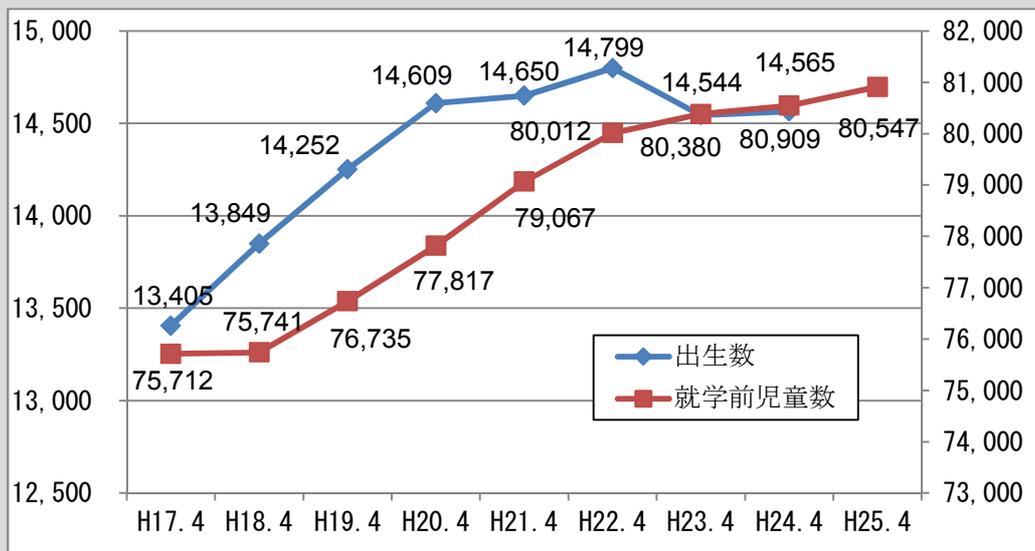
注3) 在宅児童数は就学前児童数から、認可保育所・認可外保育施設・幼稚園の入所者数を差し引いた数値

2 保育所の入所状況 ～就学前児童の増加と保育ニーズの高まり～

本市では、人口の増加に伴い、就学前児童数が増えており、子育てを取り巻く環境の変化や景気の動向、本市の社会動態の影響、親の意識の多様化などの様々な状況から認可保育所の利用を希望する方が増えています。

こうした、保育需要の高まりに適切に対応するため、これまでも大幅な保育受入枠を拡大してきましたが、未だ待機児童の解消には至っていません。

就学前児童数と出生数の推移



<本市の保育所入所状況の推移>

※出生数は当該年の1月から12月の数値（H25は集計中）

	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4
人口	1,307,304	1,322,432	1,345,306	1,370,020	1,389,784	1,404,532	1,411,891	1,417,486	1,423,680
(対前年比較)	10,409	15,128	22,874	24,714	19,764	14,748	7,359	5,595	6,194
出生数	13,405	13,849	14,252	14,609	14,650	14,799	14,544	14,565	
(対前年比較)	▲ 497	444	403	357	41	149	▲ 255	21	
就学前児童数	75,712	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547	80,909
(対前年比較)	▲ 611	29	994	1,082	1,244	951	368	167	362
(人口構成比)	5.79%	5.73%	5.70%	5.68%	5.69%	5.70%	5.69%	5.68%	5.68%
利用申請者数	13,204	13,505	14,409	15,013	16,384	18,032	19,241	20,725	22,164
(対前年比較)	288	301	904	604	1,371	1,648	1,209	1,484	1,439
(就学前児童比率)	17.44%	17.83%	18.78%	19.29%	20.72%	22.54%	23.94%	25.73%	27.39%
定員数	11,295	11,590	12,250	12,785	13,605	14,675	15,905	17,490	18,995
(対前年比較)	120	295	660	535	820	1,070	1,230	1,585	1,505
入所児童数	11,676	12,034	12,820	13,475	14,430	15,435	16,630	18,074	19,399
(対前年比較)	290	358	786	655	955	1,005	1,195	1,444	1,325
(就学前児童比率)	15.42%	15.89%	16.71%	17.32%	18.25%	19.29%	20.69%	22.44%	23.98%
待機児童数	597	480	465	583	713	1,076	851	615	438
(対前年比較)	▲ 158	▲ 117	▲ 15	118	130	363	▲ 225	▲ 236	▲ 177
(就学前児童比率)	0.79%	0.63%	0.61%	0.75%	0.90%	1.34%	1.06%	0.76%	0.54%

(こども本部 調べ)

3 保育所の利用申請状況 ～1歳児からの保育所利用申請への対応～

本市では、保育所の利用申請者数の増加に適切に対応するため、認可保育所の整備等による大幅な保育受入枠の拡大を図っています。利用申請者数を年齢別で見ると、育児休業制度の普及等に伴い、1歳児からの保育所利用申請者数が増加傾向であるとともに、育児休業期間の満了を待たない0歳児からの利用申請者数が増加しています。

<保育所利用申請者数の推移>

※比率は就学前児童数に対する比率

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H22	就学前児童数	14,094	14,242	13,768	13,065	12,463	12,380	80,012
	保育所申請者数 (比率)	1,700 12.06%	3,582 25.15%	3,557 25.84%	3,321 25.42%	3,004 24.10%	2,868 23.17%	18,032 22.54%
H23	就学前児童数	14,120	13,935	13,837	13,376	12,840	12,272	80,380
	保育所申請者数 (比率)	1,929 13.66%	3,752 26.93%	3,719 26.88%	3,523 26.34%	3,315 25.82%	3,003 24.47%	19,241 23.94%
H24	就学前児童数	13,857	14,048	13,539	13,347	13,085	12,671	80,547
	保育所申請者数 (比率)	1,977 14.27%	4,250 30.25%	3,897 28.78%	3,789 28.39%	3,492 26.69%	3,320 26.20%	20,725 25.73%
H25	就学前児童数	13,886	13,887	13,793	13,224	13,157	12,962	80,909
	保育所申請者数 (比率)	2,232 16.07%	4,420 31.83%	4,309 31.24%	3,944 29.82%	3,762 28.59%	3,497 26.98%	22,164 27.39%

また、認可保育所の定員は、年齢別で設定されており、新設の保育所以外では、各年齢とも入所を継続する児童と定員数との差が、新たな利用申請者の受け入れ可能な保育受入枠となります。

このため利用申請の多い1・2歳児については、定員を超えて児童が入所しているにも関わらず、利用申請者数が入所児童数を上回る状況にあります。

一方、低年齢児と比べて定員数の多い4・5歳児の入所児童数は定員数を下回っています。

本市では待機児童解消に向けた取組として、認可保育所の整備を推進しておりますが、新設の保育所の場合、入所児童の年齢が上がっていくことによる利用枠の確保が必要であり、施設全体の定員を満たすまでには数年を要するため、4・5歳児の定員数に空きのある状況です。

<認可保育所の入所状況（年齢別）>

※比率は就学前児童数に対する比率

平成25年4月

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
就学前児童数	13,886	13,887	13,793	13,224	13,157	12,962	80,909
保育所申請者数 (比率)	2,232 16.07%	4,420 31.83%	4,309 31.24%	3,944 29.82%	3,762 28.59%	3,497 26.98%	22,164 27.39%
定員数 (比率)	1,301 9.37%	2,879 20.73%	3,345 24.25%	3,784 28.61%	3,833 29.13%	3,853 29.73%	18,995 23.48%
入所児童数 (比率)	1,404 10.11%	3,288 23.68%	3,712 26.91%	3,815 28.85%	3,705 28.16%	3,475 26.81%	19,399 23.98%
待機児童数 (比率)	101 0.73%	194 1.40%	100 0.73%	27 0.20%	10 0.08%	6 0.05%	438 0.54%

4 保育所等の設置状況 ～子育て家庭のライフスタイルと利用ニーズ～

就学前児童については、主に、両親が就労等をしている家庭では、低年齢（0歳から2歳）児から認可保育所を利用しています。

また、在宅等で子育てをする家庭では、低年齢（0歳から2歳）児は、地域子育て支援センター等を利用し、3歳児以上からは、幼稚園を利用しています。地域子育て支援センターや幼稚園等の施設は、社会福祉法人、学校法人、NPO法人や株式会社など多様な主体によって運営がなされています。

<区別の施設数等>

	認可保育所								幼稚園		地域子育て支援センター				
	公設公営		公設民営		民設民営		合計		民設		単独型	保育所併設型	児童館型	合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	在園児童数					施設数
川崎区	8	825	2	250	21	1,620	31	2,695	19	3,301	1	1	3	4	9
幸区	9	940	1	90	14	1,120	24	2,150	11	3,088	1		3	3	7
中原区	9	765	3	245	40	3,070	52	4,080	14	3,228			3	4	7
高津区	9	880	5	480	23	1,625	37	2,985	10	3,871	1		3	4	8
宮前区	10	995	2	300	14	1,105	26	2,400	11	3,094	2		3	3	8
多摩区	7	640	1	95	26	2,310	34	3,045	13	4,155			2	4	6
麻生区	5	510	1	120	11	1,010	17	1,640	8	2,467	1		3	4	8
合計	57	5,555	15	1,580	149	11,860	221	18,995	86	23,204	6	1	20	26	53

注1) 認可保育所の施設数等は、平成25年4月1日現在（こども本部調べ）

注2) 幼稚園の施設数等は、平成25年5月1日現在（こども本部調べ）

注3) 地域子育て支援センターの施設数等は、平成25年4月1日現在（こども本部調べ）

<運営主体別の施設数等>

認可保育所	川崎市	社会福祉法人	財団法人	学校法人	株式会社	有限会社	NPO法人	宗教法人	合計
施設数	57	82	3	5	68	1	4	1	221
定員数	5,555	8,610	280	365	3,890	100	135	60	18,995

幼稚園	学校法人	宗教法人	個人	合計
施設数	69	10	7	86

地域子育て支援センター	公益財団法人	社会福祉法人	川崎市	NPO法人	学校法人	その他	合計
施設数	10	20	7	12	1	3	53

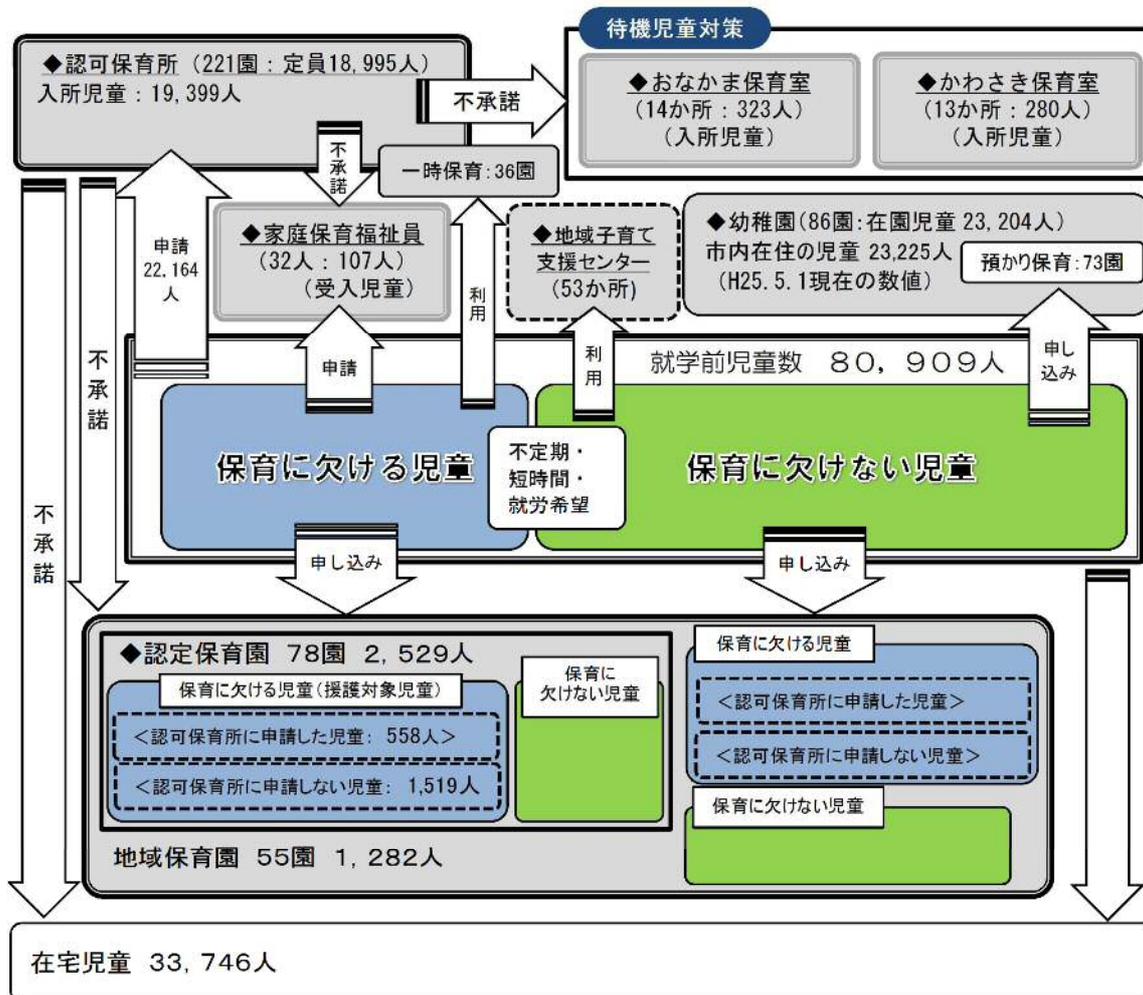
5 保育所等の利用ニーズの状況 ～保育所等の利用ニーズの多様化～

子育てを取り巻く環境が変化中、就学前児童を養育する家庭のライフスタイルや親の価値観は多様化しており、就学前児童の保育所等の利用ニーズも多様化しています。

これらの多様なニーズや子どもを取り巻く社会的な問題に適切に対応するためには、利用を選択する親の視点や次代を担う子どもの育ちの視点に立って、子ども・子育てを社会全体で支える取組を推進していくことが求められています。

<就学前児童の保育所等の利用ニーズの動向>

※数値は、H25.4現在



※かわさき保育室は、本市の認可外保育事業の再構築に伴い、平成25年9月末をもって制度終了としております。

第4章

事業推進に向けた課題

1 保育環境の整備に向けた適切な対応

本市は待機児童解消に向け、「かわさき保育プラン」の計画期間（平成23年度から25年度）の3年間で、認可保育所等の整備を積極的に進め、育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請に対応するため民間事業者の活用等により1歳児の定員枠の拡大など重点的な受入れ策を講じながら4,420人の定員拡大を図りました。

また、低年齢児の保育ニーズや子育て家庭の多様化する保育ニーズへの対応に向けて、「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」を策定し、基本方針に基づく取組を推進し、認可外保育施設の援護対象児童数を拡大するなど、認可外保育施策の充実を図ることで保育受入枠の確保を図りました。

一方、本市では就学前児童の増加や子育て家庭を取り巻く環境の変化から、認可保育所の利用を希望する家庭は年々増加傾向にあり、依然として待機児童が生じています。

こうした保育需要に対応するため、認可保育所のさらなる整備を進めるとともに、「川崎認定保育園」制度の創設など、認可外保育事業の充実や、幼稚園の長時間預かり等の保育ニーズに応じた取組を推進しながら、保育の質の向上への取組と保育受入枠の拡大を図り、保育環境を整える必要があります。

2 多様な保育ニーズへの適切な対応

子育てを取り巻く環境の変化や景気の動向などとともに、核家族化の進行、親の価値観の変化により家庭のライフスタイルは多様化し、共働きの家庭が増えています。

こうした状況の中、子育て世代の中には、深化・複雑化したニーズが生まれており、その多様な保育ニーズに対応するため「かわさき保育プラン」の計画期間（平成23年度から25年度）の3年間で、一時保育の実施拡大や病児保育施設の整備、認可外保育施設の充実を進めてきました。

今後も、認可保育所や認可外保育施設における一時保育施設の拡充や、長時間保育の実施など、多様な保育の充実を図るとともに、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に向け、子どもや保護者がふさわしい支援を受けられるよう、ニーズに合った情報提供や保護者に寄り添った相談支援が行える体制づくりを進める必要があります。

3 地域で子育てを支える取組の推進

子育てを取り巻く環境が変化する中、地域社会との関わりが希薄化し、子育ての孤立感や負担感を持つ家庭が増えています。

本市では、市民にとって身近な区役所を拠点として、保育所、地域子育て支援センター等、子ども・子育てに関連する機関、地域の団体等が連携し、地域の子ども・子育て支援のネットワークを充実させる取組や、地域子育て支援センターの増設を行いました。また、平成24年度には、『「新たな公立保育所」のあり方基本方針』を策定し、地域の子育て家庭への支援を強化するための体制づくりを行いました。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きが

いを感じることができるよう、地域における育児力の向上のための取組や支援を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できるよう、行政・企業・関係団体・市民がそれぞれの役割を果たし、協働しながら地域社会全体で子育てを支援していくための取組を進めていくことが必要です。

4 「子ども・子育て支援新制度」への適切な対応

平成 27 年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の急速な少子化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに孤立感・負担感を持つ家庭の増加や子ども・子育て支援の質・量の不足等に伴う深刻な待機児童問題など、子育てをめぐる社会状況の変化に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進していくこととしています。

また、子ども・子育て支援の意義として、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることをできるよう支援をしていくことを基本的な認識としています。

新制度の導入に向け、本市においても“かわさきらしい”「子ども・子育て支援新制度」の構築に向けた取組を進める必要があります。

第5章

「待機児童ゼロ」の実現に向けて

本市では、核家族で共働きをする家庭が増え、「第4章 就学前の子育て家庭の状況」で示しているとおり、就学前の子どもも増えていることから、保育所の利用を希望する家庭は、年々増加しており、保育所の整備を推進しているものの、未だ待機児童が県内最多である状況となっています。

そのような状況である川崎市を「子どもを安心して産み育てやすいまち」にするために本市が取組むべき最優先課題は「待機児童のゼロ」対策であるとして、平成26年2月、待機児童ゼロに向けた考え方やそれに伴う施策の方向性を定めた「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を策定しました。

本「事業推進計画」を定めるに当たって、現在、国において平成27年度からの制度実施に向け検討が進められている「子ども・子育て関連3法」に係る取組である「子ども・子育て支援新制度」に留意するとともに、「待機児童ゼロ」を実現するための基本方針「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」を踏まえて推進するものとします。

待機児童ゼロの実現に向けた基本的な考え方

平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向けて、本方針においては、「3つのSTEP」と「4つの方向性」を示し、スピード感を持って取組を進めます。また、具体的な事業の推進については、本「事業推進計画」を平成26年3月に、「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定し、総合的に取組を推進します。

1 待機児童ゼロの実現に向けた3つのSTEP

《平成26年4月に向けた“STEP1”》

【待機児童の大幅な減少に向けた取組の「加速化」】

「STEP1」においては、平成26年4月に“待機児童を限りなくゼロ”に近づけるため、これまで計画していた認可保育所の整備を着実に推進するとともに、地域保育園等のうち、施設や保育従事者の配置基準、運営条件などについて、本市が定めた認定基準に基づき良好な運営を行う「川崎認定保育園」への移行を進めることで保育受入枠を確保していきます。また、保護者が必要なサービスを選択できるしくみづくりとして、平成25年10月から実施している「川崎認定保育園」に通う保育に欠ける児童の保護者に対する月額5,000円の保育料補助を充実し、保護者の負担軽減を図ります。

さらに、入所不承諾となった家庭には、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施する区役所の体制の充実を図りながら、平成27年4月の待機児童ゼロの実現に向けた取組を「加速化」していきます。

《平成27年4月に向けた“STEP2”》

【待機児童ゼロの実現に向けた取組】

「STEP2」においては、平成27年4月に“待機児童ゼロ”を実現するため、平成26年度

内に予定している認可保育所の整備や認可外保育事業、幼稚園の長時間預かり保育等の積極的な活用により保育受入枠を確保するとともに、平成26年4月から全区で実施する「新たな公立保育所」における民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成、「保育士・保育所支援センター」を活用した保育士の人材確保対策の充実など保育の質の担保・向上を図ります。

また、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえながら、「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」などの認可化や幼稚園などの認定こども園への移行も推進します。

さらに、区役所においては、「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業の中で、認可保育所の申請時から、利用者に寄り添った相談を実施し、入所不承諾後にも、きめ細やかな相談・アフターフォローをすることで、待機児童ゼロを実現していきます。

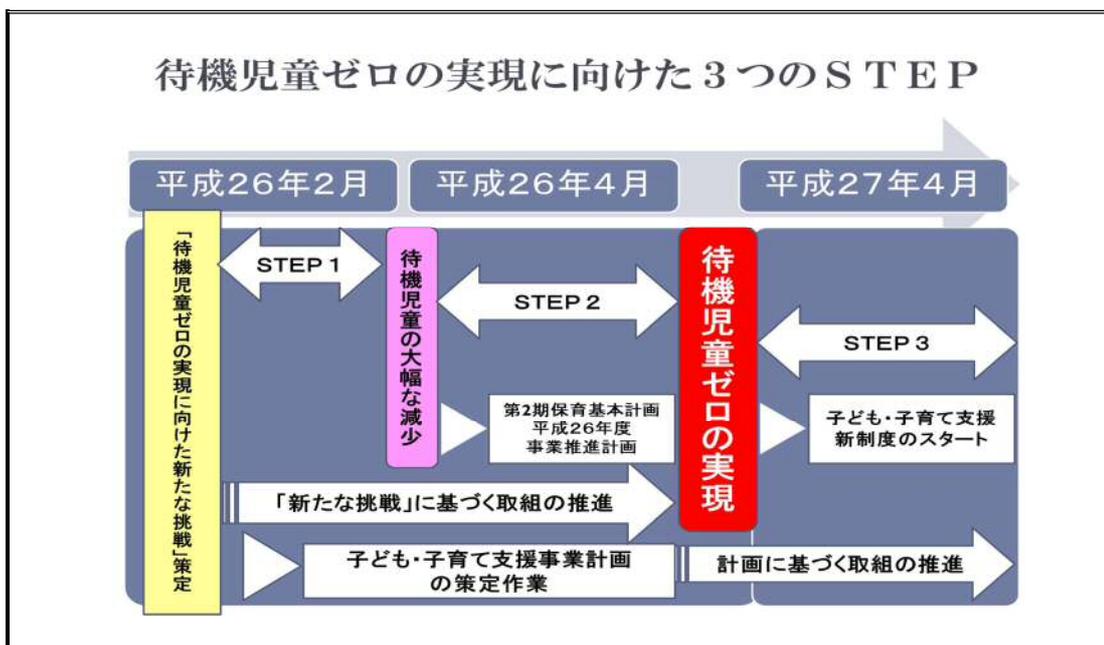
《平成27年4月以降の“STEP3”》

【子ども・子育て支援新制度における取組の推進】

「STEP3」においては、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」では、認可を受けた教育・保育施設、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業が、給付対象となることを確認し、「子ども・子育て支援給付」を行うとともに、保護者には、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で「支給認定」を行い、確認をした教育・保育施設、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業者について、「利用調整」を行うこととされています。

新たな制度設計にあたっては、ニーズ調査の結果を基に、事業量の見込み及びその提供体制の確保を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定するとともに、平成27年4月の制度スタートに合わせて、施設・事業の認可・運営基準や利用に係る認定・利用者負担額基準の条例化や「利用者支援」を含めた地域子ども・子育て支援事業の実施に向けた検討を行っていきます。

こうした、「子ども・子育て支援新制度」における事業を推進していくことによって、待機児童解消後の取組を進めます。



2 待機児童ゼロの実現に向けた4つの方向性

(1) 保育受入枠の確保

多様な保育ニーズに対して、より効率的・効果的な対応を図るため、必要な認可保育所の整備を計画的に推進するとともに、「川崎認定保育園」や「家庭保育福祉員（保育ママ）」などの本市の認可外保育施策や幼稚園の積極的な活用を図りながら、保育受入枠の確保を図っていきます。

(2) 保育の質の担保・向上

平成26年度から全区で実施する「新たな公立保育所」における、認可外保育施設を含む民間保育所等への支援や公・民保育所人材の育成、「保育士・保育所支援センター」を活用した保育士の人材確保対策等を充実するなど、利用者（親と子）の視点に立った、“かわさき”の保育の質の向上への取組を推進していきます。

(3) 利用者への支援ときめ細やかな対応の充実

待機児童ゼロの実現にあたっては、市民生活に身近な区役所において、地域の子ども・子育て支援ニーズを的確に把握・分析するとともに、「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業を見据えながら、認可保育所の申請時から、利用者に寄り添った相談を実施し、入所不承諾後にも、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施します。

(4) 多様なニーズに応える取組の推進

市民生活に密着した課題である待機児童問題の解決に向けては、地域の実情に応じた保育受入枠の確保を図るとともに、市民生活に身近な相談窓口となる区役所において、申請から入所不承諾後のアフターフォローまで、きめ細やかな対応を図っていくことが重要であり、「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」等における現場からの意見を反映しながら取組を進めます。

【待機児童ゼロの実現に向けて】

本市では、これまでも「かわさき保育プラン」に基づき、認可保育所の整備等を積極的に進め、平成23年度から25年度までの3か年で4,420人の大幅な保育受入枠の拡充を図ってきました。

しかしながら、現状のペースで認可保育所の整備を進めていくことには、土地の確保や財政上の問題があります。また、今後、保育受入枠の確保や保育の質の担保・向上、さらに利用者への支援ときめ細やかな対応には、財源の確保や子ども・子育て支援を行う組織体制の充実も図っていく必要があります。

そのため、これまでも取り組んできた民間でできる分野は、できるだけ民間活用をするために「公立保育所の民営化」を推進するとともに、国の「待機児童解消加速化プラン」の補助メニューや「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行を図るための「保育緊急確保事業補助金」などを積極的に活用した財源の確保に努めていきます。

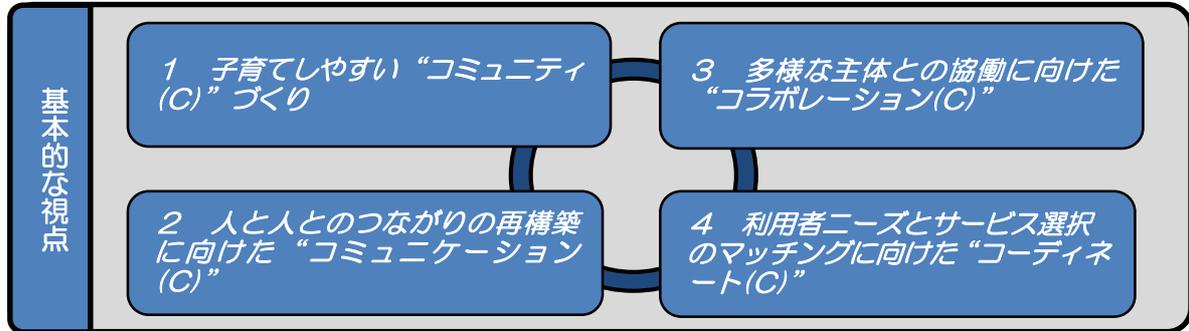
また、効率的な保育受入枠の確保にあっても、認可保育所の新設の際に、民間活力を積極的に活用するとともに、保育の質の担保・向上を図りながら、既存の認可外保育施設等の利用が促進される仕組みづくりを進めます。

さらに、こうした取組を進めるため、民間事業者等多様な主体との協働に向けた取組を進めるとともに、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」を踏まえながら、保育サービスにおける受益と適正な負担のあり方について検討をするなど、地域経営の視点に立って、効率的かつ効果的なサービス提供に努めていきます。

第6章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

本「事業推進計画」の推進にあたっては、「かわさき保育プラン」に掲げた考え方に基づき、次の4つの“C”を基本的な視点とします



2 基本目標

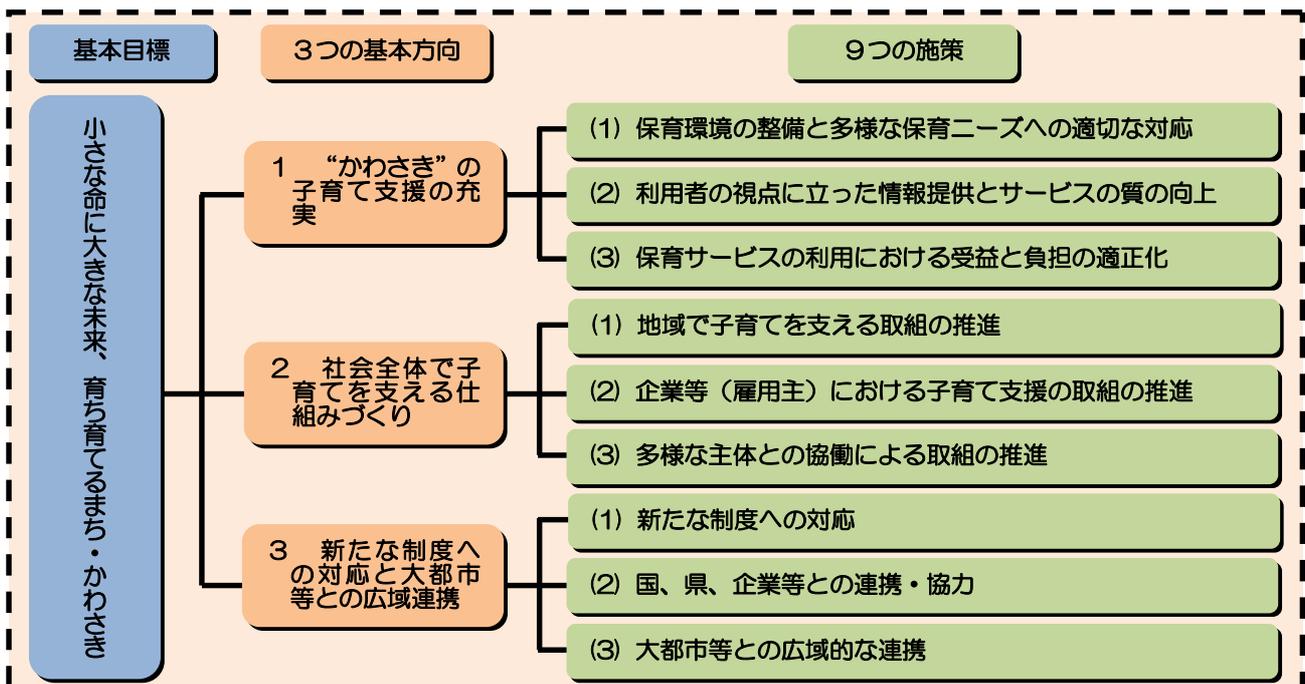
「かわさき保育プラン」においては、川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本理念である

「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき」

に沿って、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”を目指して、すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障され、家庭の役割の遂行が尊重できる取組を多様な主体との協働により推進していきます。

3 基本方向

基本目標の実現を図るため、次の3つの基本方向と、9つの施策を推進します。



第7章 事業推進計画

本「事業推進計画」においては、「かわさき保育プラン」の計画期間である平成23年度から平成27年度のうち、平成26年度における取組を示しながら、その施策目標と事業量を設定し、本市の保育施策を推進するものとします。

また、認可保育所待機児童の解消に向け、平成27年度からの本格実施を目指す「子ども・子育て支援新制度」の施行を待たずに、地方自治体に対しできる限りの支援策を講じるとされた「待機児童解消加速化プラン」や「保育緊急確保事業」に基づく取組など、所要の財源も検討しながら取組を進めてまいります。

なお、平成27年度以降の取組については、今後策定予定である「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」の中で、地域における子ども・子育てに関するサービスの需要量を勘案しながら、その目標を設定するものとします。

基本方向1 “かわさき”の子育て支援の充実

施策1 保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切

1 認可保育所の整備等

保育需要への適切な対応に向け、認可保育所の整備にあたっては、これまで平成23年度から平成25年度の3年間で4,000人を超える定員枠の拡大をするとともに、利用申請の多い1歳児の定員枠の拡大を図ってきました。

また、多様な保育ニーズへの対応に向け、長時間延長保育、3歳児以上児への主食提供の実施園を拡充するなど、子育て支援の充実に努めてきました。

平成26年度においても、保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応を図るため、従来の「認可保育所の整備」に加えて、新たに「認可外保育施設から認可保育所への移行」や「幼稚園の認定こども園への移行支援」を推進し、認可保育所等の更なる定員枠の拡大を図っていきます。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組	
認可保育所の定員枠の拡大	●認可保育所の整備	22か所 1,540人分<加速化プラン適用>
	●認可外保育施設から認可保育所への移行	400人分 (12か所) <加速化プラン適用>
幼稚園の認定こども園への移行	●幼稚園の保育環境の整備<加速化プラン適用>	30人増
1歳児の定員枠の拡大	●定員枠の拡大	342人増
長時間延長保育	●新設園等での実施拡大	37か所 (H27.4当初 210か所)
3歳以上児への主食提供の実施	●新設園等での実施拡大	37か所 (H27.4当初 250か所)
幼稚園の長時間預かり保育の推進	●8か所	345人分<保育緊急確保事業>

計画期間における取組

1 認可保育所の整備等

(1) 認可保育所等の定員枠の拡大

就学前児童数の増加やさらなる保育需要に適切に対応するため、1歳児からの保育所利用申請に対応する民間事業者活用型を中心に、市有地貸与型や鉄道事業者活用型等の多様な手法による整備で1,540人分、認可外保育施設から認可保育所への移行により400人分、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により30人分の認可保育所等の定員枠の拡大を図ります。

(2) 1歳児の定員枠の拡大

育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請数の増加に対応するため、「民間事業者活用型（1歳児定員からの）保育所整備事業」により1歳児の定員枠の拡大に向けた取組を進めます。

また、0歳児の子どもの保護者の育児休業明けの円滑な保育所の利用等、低年齢児への保育ニーズに対応するため、認可外保育事業や幼稚園の預かり保育などの関連事業と連携を図りながら、平成27年度からの施行予定の子ども・子育て支援新制度における取組の検討を進めます。

(3) 多様な保育ニーズへの対応

仕事と育児の両立支援に向けて、保護者の就労形態の多様化などに対応するため、20時までの長時間延長保育、3歳以上児への主食提供、幼稚園の長時間預かり保育の推進など多様な保育サービスの充実を図ります。

〔整備計画〕

(市有地貸与型、民有地活用法、県有地活用法、鉄道事業者活用法、民間事業者自主整備型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度	平成28年度
境町地内 保育所整備(川崎区) ※1	新築	(90)	長時間延長保育	民設民営	施設整備 (県有地活用法 整備)	施設整備 (県有地活 用法整備)	運営開始
塚越2丁目地内 保育所整備(幸区) ※2	新築	(90)	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人 の募集・選定 既存建物解体	施設整備 (県有地活用法 整備)	運営開始
小学館アカデミーか しまだ保育園整備 (幸区) ※3	新築	(90)	長時間延長保育	(株)小学館集 英社プロダク ション	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
小杉町3丁目地内 保育所整備(中原区)	新築	120	長時間延長保育	(福)川崎市社 会福祉事業団	施設整備 (市有地貸与 整備)	運営開始	
中丸子地内 (民有地活用法) 保育所整備(中原区)	新築	90	長時間延長保育	民設民営	施設整備 (民有地活用法 整備)	運営開始	
中丸子地内 (民間事業者自主整 備) 保育所整備(中原区) ※4	新築	70	長時間延長保育	民設民営	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
新丸子東3丁目地内 保育所整備(中原区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
梶が谷駅周辺 保育所整備(高津区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	施設整備 (鉄道事業者活 用法整備)	運営開始	
二子1丁目地内 保育所整備(高津区)	新築	30	長時間延長保育	民設民営	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
定員増 計				430			

※1 境町地内保育所は、特別養護老人ホームとの合築により工期が2年度にわたるため、平成28年4月開設の予定です。(表の「定員増 計」には加えていません。)

※2 塚越2丁目地内保育所は、平成26年度に既存建物の解体工事、平成27年度に施設整備を行うため、平成28年4月開設の予定です。(表の「定員増 計」には加えていません。)

※3 現在、仮設園舎で運営中の小学館アカデミーかしまだ保育園が移転するもので、平成27年4月開設の予定です。(表の「定員増 計」には加えていません。)

※4 中丸子地内(民間事業者自主整備)保育所は、平成26年8月開設の予定です。

(民有地借上型)

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
鈴木町地内 保育所整備（川崎区）	新築	90	長時間延長保育	民設民営	施設整備	運営開始
有馬6丁目地内 保育所整備（宮前区）	新築	90	長時間延長保育	民設民営	施設整備	運営開始
定員増 計		180				

(民間事業者活用型)

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
民間事業者活用型の保育所整備 （60人定員×13か所）		780	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人の募集・選定 施設整備	運営開始
小田栄2丁目地内 保育所整備（川崎区）		60	長時間延長保育	(株)ベネッセ スタイルケア	施設整備	運営開始
定員増 計		840				

(公立保育所の民営化)

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
(日吉保育園民営化) 南加瀬2丁目地内 保育所整備（幸区）	新築	10増 60⇒ 70	長時間延長保育 一時保育	(福)都筑福祉会	施設整備（市有地貸与 型整備）	運営開始
(宮内保育園民営化) 宮内4丁目地内 保育所整備（中原区）	新築	10増 60⇒ 70	長時間延長保育 一時保育	(福)あざみ会	施設整備（市有地貸与 型整備）	運営開始
(諏訪保育園民営化) 諏訪3丁目地内 保育所整備（高津区）	新築	30増 60⇒ 90	長時間延長保育 一時保育	(福)尚栄福祉会	施設整備（市有地貸与 型整備・敷地の一部に 国有地を活用）	運営開始
定員増 計		50				

(民間保育所の定員増)

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
川崎愛泉保育園改築 (川崎区) ※1	改築	10増 60⇒ 70	長時間延長保育	(福)神奈川県 社会福祉事業団	施設整備(市有地貸与 型整備) 運営開始	
星の子愛児園増築 (多摩区)	増築	30増 150⇒ 180	長時間延長保育	(福)厚生館福祉会	施設整備(市有地貸与 型整備)	運営開始
定員増 計				40		

※1 川崎愛泉保育園は、新園舎での運営開始(定員増)は平成26年9月の予定です。

平成26年度整備 計	1,540人増	22か所増
-------------------	----------------	--------------

2 認可外保育事業の充実と再構築

本市の認可外保育事業は、それぞれの運営主体が特色を活かして運営をしており、さらなる保育需要や保育ニーズへの多様化に向けては、援護対象児童の拡大を図るなど事業の充実を進めてきました。

また、低年齢（0歳から2歳）児を中心とした保育ニーズへの適切な対応や子育て家庭の多様化する保育ニーズへの柔軟に対応するため、利用者等のニーズや、これまで検討が進められている国の新たな制度等を踏まえながら、平成24年度に策定された「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、今後取組を進めます。

《施策の目標》

区分	平成26年度取組
認可外保育事業の充実と再構築	<p><加速化プラン、保育緊急確保事業適用></p> <ul style="list-style-type: none"> ●川崎認定保育園への運営費の助成 助成対象児童数の拡大 2,500人 ⇒ 3,400人 (900人増) ●川崎認定保育園保育料補助金の拡充 月額5,000円 ⇒ 年齢、所得に応じて、月額5,000円、10,000円、20,000円 ●おなかま保育室の運営（一部施設は小規模保育へ移行する予定） 13施設 定員 313人 ●川崎市認定保育園への運営費の助成（平成26年度にて制度終了予定） 助成対象児童数 7施設 280人 ●家庭保育福祉員への運営費の助成 受入児童枠の増 （居宅型）福祉員数 25人(2人増) 受入児童枠 104人(14人増) （共同型）施設数 5施設(1施設増) 福祉員数 11人(2人増) 受入児童枠 33人(06人増) ●認可外保育施設に対する支援の充実 指導體制の強化、川崎認定保育園の指導監督基準の見直し等 ●認可外保育施設の認可化及び小規模保育への移行支援 川崎認定保育園及びおなかま保育室のうち、認可保育所や小規模保育への制度移行を希望する施設について、運営費等を補助し、その移行を実現できるよう支援します。

2 認可外保育事業の充実と再構築

(1) 川崎認定保育園における助成対象児童の拡大

認可外保育施設は、それぞれの運営主体が特色を活かして運営を行っており、その利用は保護者の選択に基づくものとなります。

本市の認可外保育事業は、“保育に欠ける児童”を助成対象児童としており、認可保育所に申請し、入所不承諾となった児童への対応も図っています。

さらなる保育需要や保育ニーズの多様化にも適切に対応するため、本市の「川崎認定保育園」における助成対象児童を、平成 25 年度の 2,500 人（66 園）から 3,400 人（107 園）へ 900 人分の拡大を図ります。

また、認可保育所に比べ保育料が高額な傾向にある認可外保育施設に通う保護者の負担を軽減するため、「川崎認定保育園」に通う保育に欠ける保護者に対し、月額 5,000 円の補助を平成 25 年度から開始しています。

平成 26 年度は、更なる負担軽減を図るため、待機児童の多い 0～2 歳児については、世帯の前年度所得税額の合計が 413,000 円未満の世帯は月額 20,000 円、413,000 円以上の世帯は月額 10,000 円の補助とします。

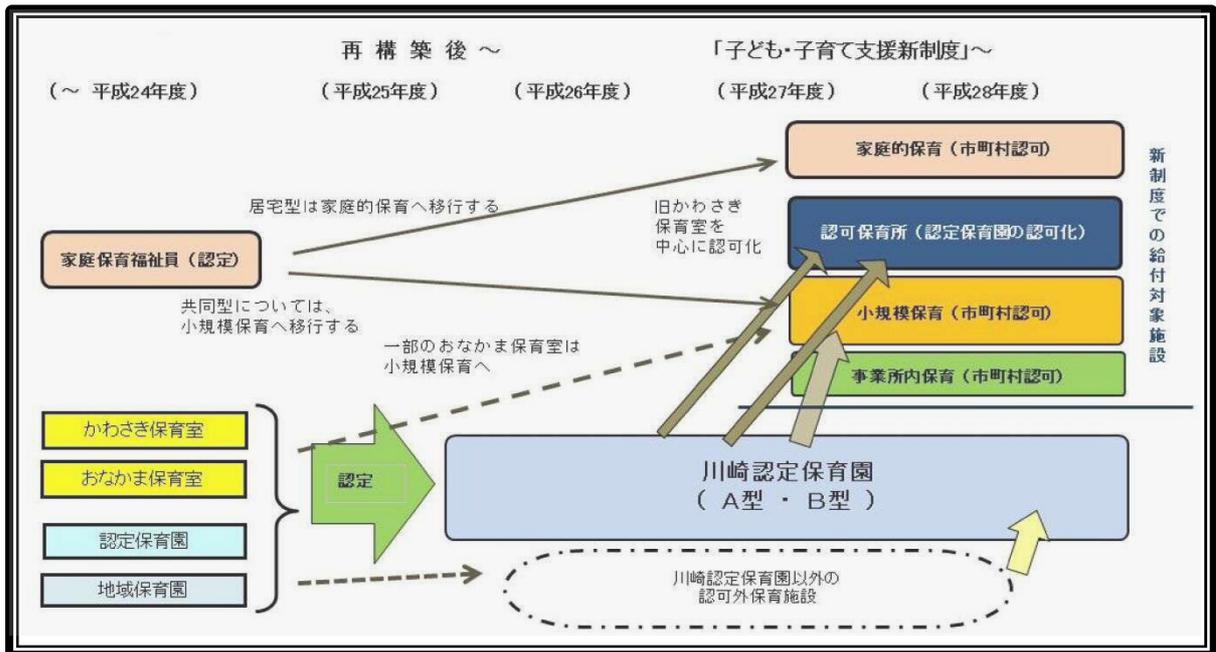
(2) 多様な保育サービスの充実

川崎認定保育園におけるリフレッシュ保育(一時保育)実施施設を拡充(26 施設 ⇒ 35 施設)することで、不定期・短時間就労への対応、冠婚葬祭や求職活動中などの緊急的・一時的な保育ニーズへの対応を図ります。

(3) 「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた認可外保育事業の再構築

本市の認可外保育事業については、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行に向けた取組を行うとともに、平成 25 年 1 月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき今後も取組を進めます。

～川崎市認可外保育事業の再構築における事業の再編～



3 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

認可保育所は、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間による運営を基本として新設保育所等を整備してきました。

また、公立保育所の再構築については、平成24年度に策定した「新たな公立保育所のあり方基本方針」に基づき、地域における子ども・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援などの役割を担い、区を基本とした一定のエリアごとに「中核的な機能」を持つ「センター型施設」1か所、「地域の子ども・子育て支援機能」を担う「ランチ型施設」2か所を全区に設置します。

既存の公立保育所については、本市の社会状況の変化や民間事業者の運営状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、公立保育所の民営化を進めます。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ●「新たな公立保育所のあり方基本方針」に基づく「新たな公立保育所」を全区で実施。 ●公立保育所の調理業務委託化について、委託園の検討。 ●公立保育所の民営化 <ul style="list-style-type: none"> 5園の実施（観音町（川崎区）、上小田中（中原区）、子母口（高津区）、西有馬（宮前区）、三田（多摩区）） [平成27年度民営化に向けた施設整備等] 3園の実施（日吉（幸区）、宮内（中原区）、諏訪（高津区）） [平成28年度民営化に向けた設置・運営法人の選定等] 4園の実施（新町（川崎区）、小向（幸区）、野川（高津区）、下麻生（麻生区）） [平成29年度民営化保育所の選定等]
公設民営保育所の民設民営保育所への転換	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者制度を導入した保育所について、指定期間の満了に合わせ、民設民営保育所へ転換 ●平成27年度に民設民営化する5園（大師、下作延中央、坂戸、宮崎、宿河原）の円滑な移管 ●「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた、民設民営化の手法や課題の検討と事業推進

計画期間における取組

3 「新たな公立保育所のあり方基本方針」を踏まえた公立保育所の再構築

●「新たな公立保育所のあり方基本方針」を踏まえた公立保育所の再構築

本市では、“民間で出来ることは民間で”の原則のもと、平成25年度までに31園の公立保育所の民営化や、39園（委託後5園は民営化）の調理業務の委託化を推進してきました。

今後も、さらなる保育需要への適切な対応、待機児童ゼロに向けた大幅な保育所整備において、引き続き民間活用を図るとともに、公立保育所においても効率的・効果的に運営するために、民営化を推進していきます。

また、「新たな公立保育所」を全区で実施し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」、「公民保育所人材の育成」の機能の強化を図るため、取組を推進します。

●公設民営保育所の民設民営保育所への転換

指定管理者制度を導入している公設民営保育所については、保育の継続性を確保し、民間による主体的な保育サービスの提供を目指し、建物が保育所単体の施設については、指定期間の満了に合わせ、園舎の有償譲渡により、民設民営保育所に転換します。また、「子ども・子育て支援新制度」の制度設計を踏まえ、多様な主体への園舎の譲渡や他の公立施設との合築の保育所の民設民営化について検討します。

～「新たな公立保育所」の機能と取組～

▶ 地域の子ども・子育て支援の機能

ア地域に開かれた機能の拡充 ウ保護者・子ども相談支援機能の拡充	イ地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充
------------------------------------	------------------------

取組：各区の地域課題に的確に対応するため、「新たな公立保育所」を活用し、地域の課題解決に向けて各種事業を実施するとともに、地域主体の事業実施を促進するために、地域の社会資源（場・人材）の発掘と育成に取り組みます。

▶ 民間保育所等への支援の機能

ア民間保育所等との連携の強化 ウ民間保育所等との交流機能の強化	イ民間保育所等への支援機能の強化
------------------------------------	------------------

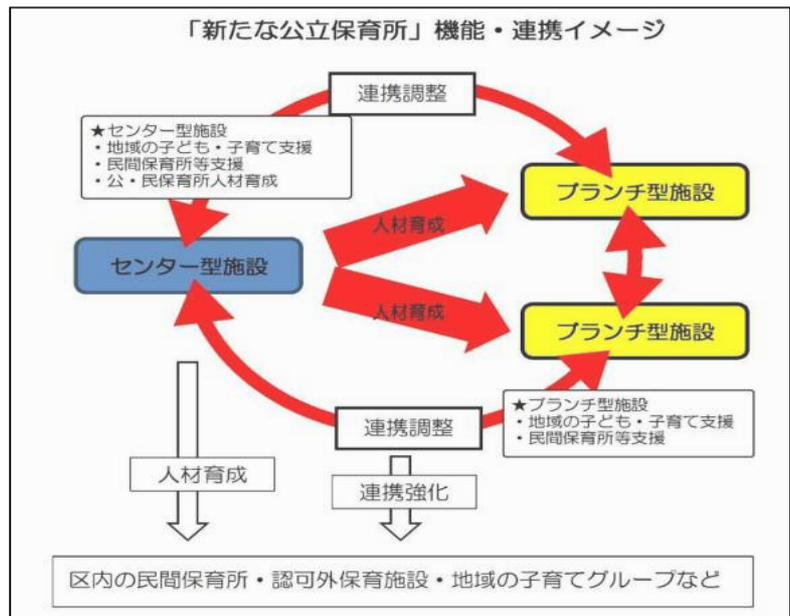
取組：民間保育所等施設への支援を充実させるためには、施設ごとの状況を細かく把握することが重要であることから、各施設についてニーズ調査を実施するとともに、施設との信頼関係の構築を推進し、各施設のニーズに沿った的確な支援に取り組みます。

▶ 公民保育所人材の育成の機能

ア公・民保育所の人材育成 イ保育の質の向上

取組：公立保育所の運営に伴う職場OJTを通じた人材の育成と、様々な研修の実施などOff-JTを通じた人材育成を継続していくことで、更なる専門的知識及びノウハウの蓄積を図ります。

そのため、施設ごとでは対応が難しい、市全体の保育所を取り巻く社会状況の変化、幅広いニーズへの理解等、時代と役割に合った研修が必要となることから、こども本部保育課・各区役所こども支援室・保育所で連携を図り、公・民保育所職員一人ひとりの質の向上を目指した新たな研修体系を構築します。



《実施園》

区	センター園	ランチ園	ランチ園
川崎区	大島・大島乳児保育園	藤崎保育園	東小田保育園
幸区	河原町保育園	古川保育園	夢見ヶ崎保育園
中原区	中原保育園	下小田中保育園	中丸子保育園
高津区	梶ヶ谷保育園	津田山保育園	蟹ヶ谷保育園
宮前区	土橋保育園	中有馬保育園	菅生保育園
多摩区	土淵保育園	生田・生田乳児保育園	菅保育園
麻生区	白山保育園	上麻生保育園	高石保育園

4 子育て家庭への支援の充実

少子化や核家族化が進行する中、子どもの育つ環境が変化しており、親と子の関係をしっかりと築くことが大切となっていることから、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、在宅で子育てをする家庭に対しても、引き続き支援の充実を図っていきます。

また、共働き世帯の増加や働き方の変化から、保育ニーズが多様化しているため、病児保育施設の設置など、仕事と子育ての両立支援に向けた取組の充実を図っていきます。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
一時保育の実施	●新設園等での実施拡大 5か所の拡大（55か所で実施）＜保育緊急確保事業適用＞
地域子育て支援センター（単独型・保育所併設型）の実施	＜保育緊急確保事業適用＞ ●27か所で事業継続 ●地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し
保育所における地域の子ども・子育て支援機能の充実	●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●「新たな公立保育所」の取り組みの推進（再掲） ●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進
休日保育の実施	●6か所での事業実施
年末保育の実施	●7か所での事業実施
夜間保育の実施	●1か所での事業実施
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）の実施	●病児保育施設の設置 川崎市医師会と連携し、診療所に併設することにより病後児保育だけでなく病児保育にも対応した施設「エンゼル中原」を4月に開設します。 また、病児保育・病後児保育施設が未設置である川崎区、宮前区、麻生区のいずれかの区に、病児保育にも対応した施設の設置に向け、関係機関等と調整を進めます。 ●病後児保育施設の運営 病後児保育施設であるエンゼル幸、エンゼル高津、エンゼル多摩の運営をするとともに、病児保育施設への転換に向け、川崎市医師会及び施設運営事業者との調整を進めます。

4 子育て家庭への支援の充実

(1) 在宅の子育て家庭への支援の充実

本市の就学前児童の養育状況から、低年齢（0歳から2歳）児を中心として約45%の家庭が在宅で子育てをしており、子育てを取り巻く環境が変化中、在宅で子育てをする家庭への支援も求められています。「保育所保育指針」においても、保育所は、保育士の専門性を活かしながら、入所する子育て家庭への支援とともに、地域の子育て家庭への支援を行う役割を担うものとされています。

地域の中で、子育ての孤立感や負担感を持つ親が増える中、保育所における一時保育の拡充を図るとともに、園庭開放や保育相談、地域子育て支援センター事業などの充実を図ります。**地域子育て支援センター事業については、運営の方向性を踏まえた運営手法の見直しを進めます。あわせて、事業の質の担保・向上を図るための取組を進めます。**

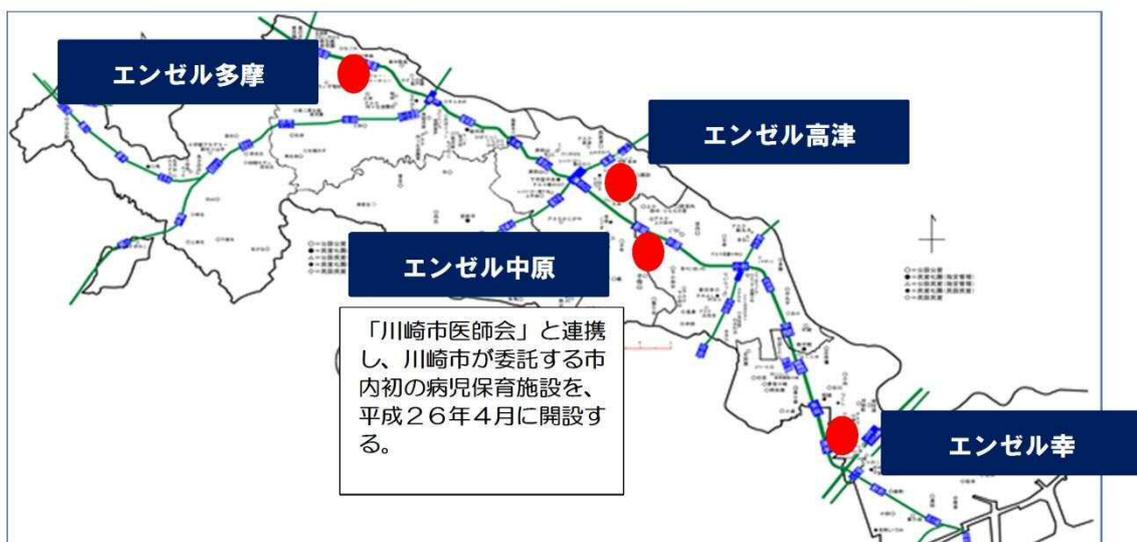
また、「**新たな公立保育所**」においては、**地域の子ども・子育て支援の機能の強化をし、地域全体で子育てを支えていく枠組みの構築に向けた取組を図ります。**

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

共働き世帯の増加や核家族化の進行など子育てを取り巻く環境が変化中、保護者が休日や年末、夜間に就労している場合や、子どもの病気の際などにおける多様な保育サービスの利用ニーズにも対応を図りながら、仕事と子育ての両立支援に向けた取組を充実させます。

他都市における子ども・子育て支援サービスの動向にも留意しながら、利用者のニーズを踏まえ、「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた検討の中で、**病児保育などの多様な保育の充実に向けた検討を進めます。**

～病児・病後児保育の充実～



施策2 利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

利用者へのサービス向上に向けた取組については、保育所等の利用に関する情報提供や区役所における子育てに関する相談・コーディネート機能の強化に向けた取組を推進します。

また、利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズに対応するため、「川崎市児童福祉審議会」の意見聴取や利用者ニーズ等の把握に努めます。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
子育てに関する情報提供の充実	●市ホームページ「かわさき子育て応援ナビ」及び「かわさき子育てガイドブック」等による情報提供の実施
相談・コーディネート機能の充実	●区役所における子ども及びその保護者の個々のニーズに応じたきめ細やかな利用者支援の実施 ＜保育緊急確保事業適用＞
利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応	●次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の推進及び進捗管理

計画期間における取組

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

(1) 利用者ニーズに応じた情報提供の充実

本市の子ども・子育て支援サービスは、ホームページや「子育てガイドブック」などの各種案内等により情報提供がなされていますが、「子ども・子育て支援新制度」への大幅な制度変更を見据え、よりわかりやすい情報提供が求められています。

各種保育サービスや幼稚園、地域子育て支援センター等の施設情報や各種制度の案内、助成・手当等のサービス情報の提供を工夫するとともに、民間保育施設等に関する子ども子育て支援サービスに関する情報も充実させるなど、タイムリーな情報提供の仕組みづくりに関する検討を進めます。

(2) 子ども及びその保護者の個々のニーズに応じたきめ細やかな利用者支援の実施

女性の社会進出の促進など市民のライフスタイルの変化により、保育所利用ニーズの高まりとともに、個々の子育て支援のニーズも多様化しています。そのため、保育所を中心に一時預かりなど、多様な子育て支援サービスを確保するとともに、子どもとその保護者の個々のニーズを適切に把握し、ニーズに沿った保育サービスが活用できるよう、利用者へのきめ細やかな相談、利用支援・援助が必要になります。

区役所において、認可保育所の申請に関する相談・アフターフォローを行うとともに、保育所等を希望する保護者にも、多様な子育て家庭のニーズに応じた情報提供・相談・支援ができるよう、関係部署と連携しながら子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の実施に向けた検討を行います。

(3) 利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応

次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の進捗状況について、児童福祉審議会からの意見・評価を受け、進捗状況を市HP等で市民へ公表します。

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

保育サービスの質の向上に向けては、認可保育所の設置・運営法人等の選考及び認可時の審査の充実や運営後の適切な指導・監督体制の充実を図るとともに、認可外保育施設等における適切な運営の確保に向けた取組を推進します。

また、民間保育所運営への支援の充実に向けては、運営内容に関する相談や指導・助言の充実を図るとともに、公立保育所の再構築において、民間保育所の運営に対する支援も検討します。

さらに、利用者の保育サービスの選択を適切に図るため、第三者評価制度の受審の促進を図ります。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
保育の質の向上への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士の研修の充実<加速化プラン適用> ● 認可保育所の運営法人等の選考及び認可時の審査の充実 ● 認可保育所の指導監査の充実 ● 認可外保育施設の指導体制の強化、川崎認定保育園の指導監督基準の見直し ● 「新たな公立保育所のあり方基本方針」の取組の推進（再掲） ● 子ども・子育て支援新制度の施行に向け、施設・事業への指導・監督の対応の検討
民間保育所運営への支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間保育所の運営状況の把握と支援の実施 ● 保育士確保対策の充実<加速化プラン適用><保育緊急確保事業適用> ● 「新たな公立保育所のあり方基本方針」の取組の推進（再掲）
第三者評価制度の受審の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間保育所の受審の促進

～保育士確保対策の充実に向けた取組～

国の「保育緊急確保事業」や「加速化プラン」を活用し、保育士確保対策の充実を図ります。

1 就職相談会の開催（年2回予定）

研修や運営法人との個別面談を通して、保育士の仕事の大切さや魅力を伝え、本市の保育所への就職の促進を図ります。

2 「かながわ保育士・保育所支援センター」の設置

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市が共同で「かながわ保育士・保育所支援センター」を設置します。

場 所：かながわ県民センター13階（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

業務内容：保育士人材バンク、再就職支援コーディネート

3 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援

認可外保育施設の認可保育所への移行を支援するため、認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得の費用を助成します。

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

(1) 保育の質の向上への取組

- 保育の質の向上に向け、保育士の研修の実施や、認可保育所の設置・運営法人等の募集・選考や認可などの機会を捉え、法人の財務状況を分析し、認可後も継続して法人の財務内容を確認し、適切な指導・監督を実施します。
- 「新たな公立保育所」における民間保育所等の支援や公・民保育所人材育成の機能を活かし、市全体の保育の質の向上を図ります。
- 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に向けては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準や給付制度の創設による運営の基準など新たな基準を満たすことが求められるため、保育所等の対象施設・事業所への指導・監督について新制度への対応を検討します。

(2) 民間保育所運営への支援等の充実

安定した保育所の運営や児童の処遇改善を図るため、本市独自の民間保育所への運営費の補助や運営内容に関する相談や指導・助言、公立保育所との連携などを通して、民間保育所運営への支援等を充実していきます。

また、都市部を中心に保育の量的拡大が進む中、保育を担う保育士の確保が課題となっています。保育士養成施設の学生や潜在保育士を対象に就職相談会等を開催し、保育士確保対策の充実を図るとともに、保育所職員の処遇改善を行い、離職防止に結びつけ、民間保育所の安定した保育の提供を支援します。

(3) 第三者評価受審の促進

- 平成26年度においても民間保育所等の受審を推進し、各施設が提供するサービスを専門的かつ客観的な立場から総合的な評価を行い、結果を公表する事で、保育の質の向上への取組みを促進し、利用者の保育サービスの選択を支援します。

(4) 認可外保育施設等における適切な運営の確保に向けた取組の推進

- 認可外保育施設には、適正な保育環境の確保や児童の安全の確保等を目的として、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく年1回の定期立入調査と施設の開設時立入調査等を実施し、指導監督に努めており、その結果は本市ホームページ「かわさきし子育て応援ナビ」で公表します。
- 適正な保育環境の確保や児童の安全確保等を視点として認可外保育施設への立入調査や公立保育園OB保育士等を中心とした民間保育施設指導員による相談・指導などの指導監督体制の充実を図ります。
- 川崎認定保育園では、現在の認可保育所の指導監査基準に近い本市独自の基準を設定し、指導監督と会計監査を充実させるとともに、施設の保育サービスの質を高める自己評価と情報開示の取組を支援するため、それらのガイドラインを本市で定め、さらなる保育サービスの質の向上につなげます。
- 「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、認可外保育施設への福祉サービスの第三者評価の導入についても検討を進めます。

施策3 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

本市においては、保育需要への適切な対応に向け、保育環境の整備や多様な保育サービスの充実を図っています。

今後の保育サービスの利用にあたっては、費用負担となる保育料の収納率の向上に向けた取組を推進するとともに、平成23年度に設置した「保育サービス利用のあり方検討委員会」での検討結果を進めるとともに、本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や国の制度改正、他都市の状況にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化に向けた検討を進めます。

《施策の目標》

区分	平成26年度取組
保育料の収納率向上に向けた取組の推進	●保育料の収納対策への取組の強化 収納率の維持・向上への取組 平成23年度96.33% 平成24年度97.22% 平成25年度97.11%
保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討	●子ども・子育て支援新制度への対応を含めた保育料の負担のあり方の検討 ●検討結果に基づく取組の推進 「保育料金額表」の改定に向けた取組

計画期間における取組

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

(1) 保育料の収納率向上に向けた取組の推進

本市の認可保育所の保育料は、公営も民営も、本市で定めた「保育料金額表」に基づき、所得に応じて決定し、徴収を行っています。

本市では、これまでも認可保育所に入所していない家庭や在宅で子育てをする家庭、さらには一般に納税をしていただいている家庭との公平性の観点から保育料の収納対策の強化に取り組んでいます。

今後についても、引き続き保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには法令の規定による債権差押を中心とした滞納処分などにも努めます。

(2) 保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討

本市の認可保育所の保育料は、国が示す「保育所徴収金（保育料）基準額表」（所得区分8階層）に対して、より負担の適正化を図るため、本市独自に「保育料金額表」（所得区分27階層）を定めています。さらに、この国の基準に対して、本市では、利用者の負担割合を軽減（平均75%）しながら、保育サービスの提供に努めています。

平成26年度においても、大幅な保育所整備やさらなる子ども・子育て支援サービスの拡充に努めていくとともに、本市の他の行政サービスの負担との均衡や国の制度改正、他都市における状況などを踏まえながら、保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方を検討します。

また、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、保育サービスの提供を行う施設が多様化することや、国からの公定価格の提示など、**新制度の動向を踏まえながら適正な負担のあり方を検討します。**

基本方向2 社会全体で子育てを支える仕組みづくり

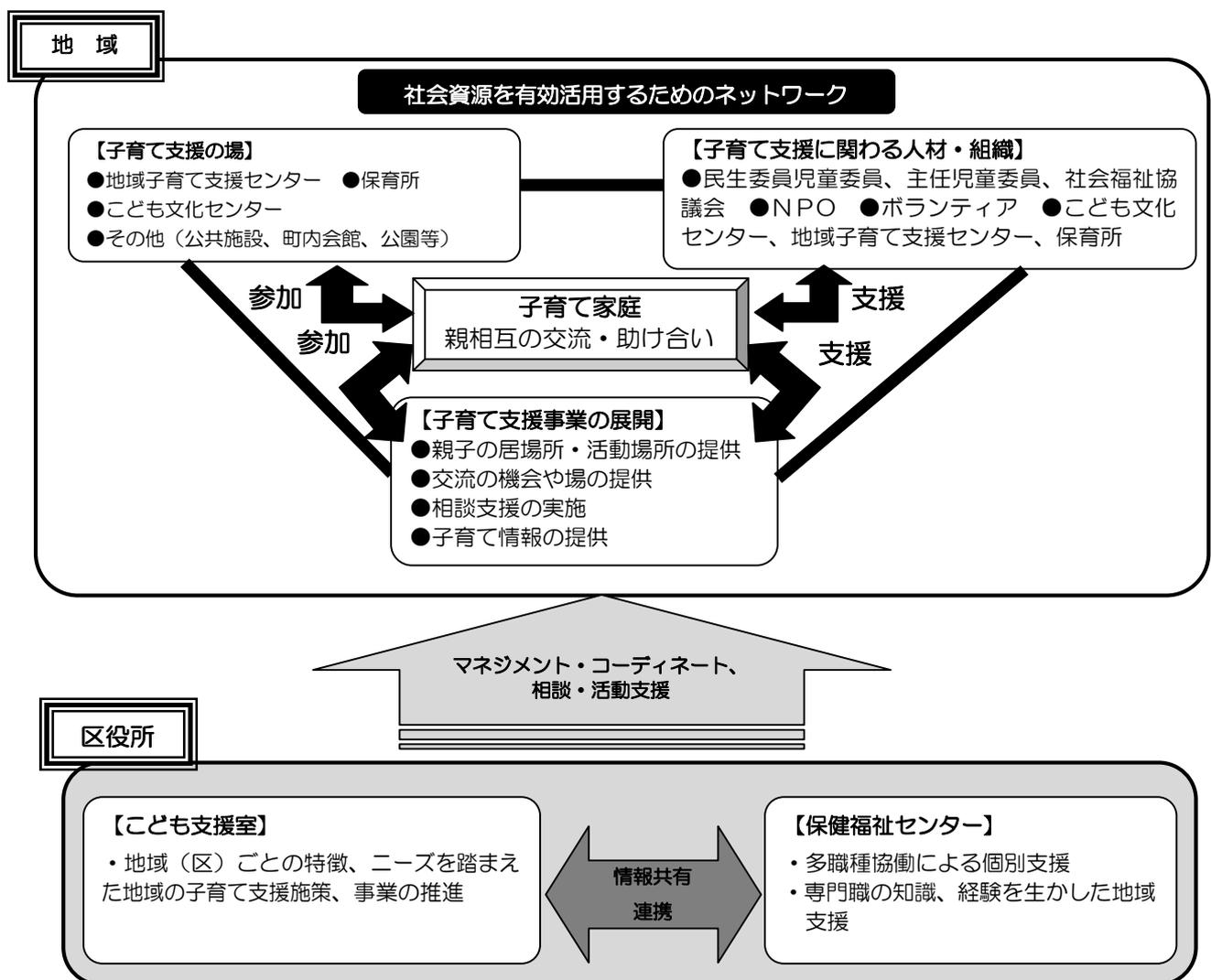
施策1 地域で子育てを支える取組の推進

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

都市化の進行や首都圏への人口流入に伴い地域社会における人と人のつながりが希薄化しており、IT化の進展による新たなつながりは、日常生活における個人化を促進しています。

そのため、地域で子育てを支える仕組みを構築するため、区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援ネットワークづくりを推進するとともに、子育て家庭相互の交流や助け合いを促すことのできる保育事業の充実を図ります。

～地域における子育て支援に関わる社会資源との協働の仕組みづくり～



《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「新たな公立保育所のあり方基本方針」の取組の推進（再掲） ●地域における子ども・子育て支援機能の強化 ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討（4ヶ所）＜保育緊急確保事業適用＞
家庭的な保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭保育福祉員への運営費の助成 受入児童枠の増＜加速化プラン、保育緊急確保事業適用＞ （居宅型）福祉員数 25人(2人増) 受入児童枠 104人(14人増) （共同型）施設数 5施設(1施設増) 福祉員数 11人(2人増) 受入児童枠 33人(06人増)

計画期間における取組

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

(1) 区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり

核家族化・都市化の進展により、周囲に頼れる人がいない中で子育てをしている家庭が増えています。

また、地域のつながりが希薄化していることで子育て家庭を地域で見守る意識が薄れ、子育てに関する知識を世代間で伝承する機会も減少しています。**地域の中で安心して子育てができるよう、子育て家庭を孤立させない取組や、子どもが地域の中で様々な人から温かく見守られ成長できる環境づくりが求められています。**

本市では、これまでも区役所を拠点として、各区の実情に応じ、地域の子ども・子育て支援のネットワークの構築に向けた取組を推進してきました。

今後についても、地域の子育て家庭への支援の充実に向けては、**市民に身近な区役所が地域課題や多様なニーズを把握し、子育て支援に関わる様々な社会資源を有効活用しながら支援に向けたマネジメント・コーディネートを行う**とともに、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、地域療育センター、児童相談所などの子ども・子育てに関する機関や地域の団体等による**地域の子育て支援のネットワークを充実させることにより、各機関や団体がその機能等を活かした支援ができるような仕組みづくりを進めます。**

また、育児を行いたい人（子育てヘルパー会員）、と育児の援助を行いたい人（利用会員）が相互にサポートセンターに会員登録し、サポートセンターがコーディネートを行う「ふれあい子育てサポート事業」の充実や、地域における相互援助の活動を進めるなど、地域の様々な人が子育て支援に関わることで、人と人とのつながりの再構築に向けた互いに助け合う地域づくりを進めます。

(2) 家庭的な保育事業の充実

本市では、平成26年1月現在、地域の中で、自宅等において、家庭的な雰囲気保育をする家庭保育福祉員（保育ママ）が、居宅型・共同型合わせ32人を認定しています。

子ども・子育て支援新制度においては、居宅型家庭保育福祉員は「家庭的保育」として、共同型家庭保育福祉員は「小規模保育」として、「市町村認可」による地域型保育給付の中の事業に位置づけられ、バックアップ施設と連携しての給食提供や嘱託医の確保など制度の充実が図られます。

本市においても、少人数の乳幼児を家庭的で温かな環境で育み、地域の中で子育てを支える取組を進めるため、**新制度に向けて家庭的保育事業の充実のための検討を進めます。**

施策2 企業等（雇用主）における子育て支援の取組の

9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

次代を担う子どもの育ちを保障し、被雇用者である親が生活にゆとりを持って子育てを楽しめる社会を作るためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活が送れるよう行政・企業・関係団体・市民が協働し取組を進める必要があります。

こうした仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進に向けて、「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発や事業所内保育等の取組への支援の充実を図ります。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
企業等（雇用主）における子育て支援の取組への支援の充実	●「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための子育て支援の取組や市民等への普及・啓発の推進 ●「ワーク・ライフ・バランス」を効果的に推進するための広域的な連携に向けた取組
事業所内保育等の取組への支援の充実	●子ども・子育て支援新制度における事業所内保育の基準の検討 ●供給量を確保するため事業者の設置に向けた働きかけ

計画期間における取組

9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

(1) 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

大都市間での広域的な連携として、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）共催により、ワーク・ライフ・バランスデーを設定し、定時退社推進などの取組を行います。

また、神奈川労働局、県と県内政令3市等の共催により、講演会やセミナーの開催、さらに本市独自の取組として、子育て中の母親や父親、企業のワーク・ライフ・バランス推進関係者等を対象としたセミナーなどを開催します。

(2) 事業所内保育等の取組への支援の充実

子育てしやすい職場環境づくりに向け、育児休業明けの従業員が安心して、職場に復帰ができるよう、企業等で事業所内保育所（認可外保育施設）の開設が増えており、「子ども・子育て支援新制度」においては、地域型保育給付に位置づけられます。

本市としても、仕事と子育ての両立支援に向け、新制度に対応した「事業所内保育施設」を設置する企業等が増えるよう、企業等への働きかけを行います。

施策3 多様な主体との協調による取組の推進

10 多様な主体との協調による取組の充実

子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けては、子育て家庭や地域、企業等（雇用主）、保育所などを運営する社会福祉法人や株式会社等の運営主体、NPO法人などの子ども・子育て支援サービスの担い手やまちづくりを行う開発事業者等と国・地方自治体などがそれぞれの役割に基づき協働で取組を進めることが必要です。

こうした多様な民間の主体との連携を進めていけるよう、コーディネート機能の充実を図るとともに、協働に向けたきっかけづくりを促進します。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
多様な主体との協働に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none">●子ども・子育て支援施策の事業者向けの情報発信の充実●土地所有者及び社会福祉法人の募集と、コーディネートによる認可保育所の整備<保育緊急確保事業適用>（90人定員2か所）●川崎市子ども・子育て会議の運営

計画期間における取組

10 多様な主体との協働に向けた取組の充実

●多様な主体との協働に向けたコーディネートの充実

子育て家庭が暮らす地域における人と人とのつながりの再構築や、男女が共に働きやすい職場環境づくりや働き方の見直しに向けた取組を進めるため、川崎市子ども・子育て会議における意見・審議などを踏まえながら、保育所や地域の子ども・子育て支援従事者、企業等、多様な主体との協働に向けた取組を進めます。

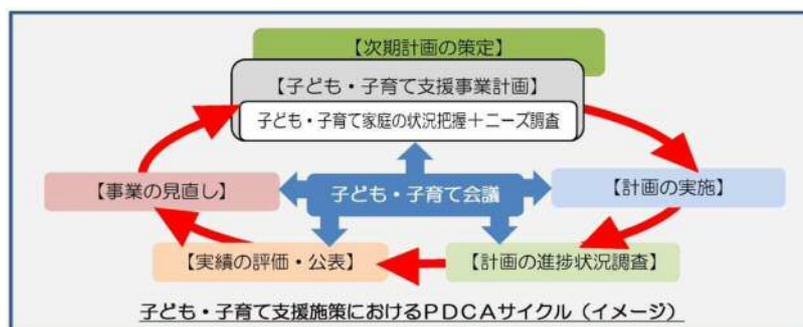
～川崎市子ども・子育て会議について～

▶目的

子ども・子育て会議は、本市の子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するうえで重要な役割を果たすことから、保護者や子ども・子育て支援従事者等、子ども・子育てに関係する方々を委員として設置するものです。

▶役割

会議は、保護者や子ども・子育て支援従事者等が、子ども・子育て支援に関する政策立案から点検・評価・見直し（PDCA サイクル）において、一貫して関与することにより、地域の子育てニーズを政策プロセスに反映させ、すべての子どもの健やかな成長のための環境整備・確保に寄与するものです。



基本方向3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携

施策1 新たな制度への対応

11 国の新たな制度や地方分権推進への対応

現在、国においては保育サービスを含む子ども施策全般にわたる「子ども・子育て支援新制度」のについて、平成27年度からの実施に向けて検討されています。

こうした国の新たな制度に対応するため、「川崎市子ども・子育て会議」等において、本市の子ども・子育て支援のあり方を検討します。

また、国の地方分権推進の動向にも留意しながら、本市の対応を検討します。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
国の新たな制度や地方分権推進への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けた「待機児童解消加速化プラン」及び「保育緊急確保事業」等の取組 ●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定、事務処理システムの構築 ●地方分権推進への対応の検討

計画期間における取組

11 国の新たな制度や地方分権推進への対応

●国の「子ども・子育て支援新制度」や地方分権推進への対応

待機児童解消に向け、集中的な取組（**待機児童解消加速化プランの実施**）と平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、新制度における施設等を先行的に支援する取組（**保育緊急確保事業の実施**）を行います。

また、新制度を実施するため、**川崎市子ども・子育て会議での審議等、市民や子育て支援関係者の意見を活かし、全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を多様かつ総合的に提供するための計画（（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画）を策定します。**

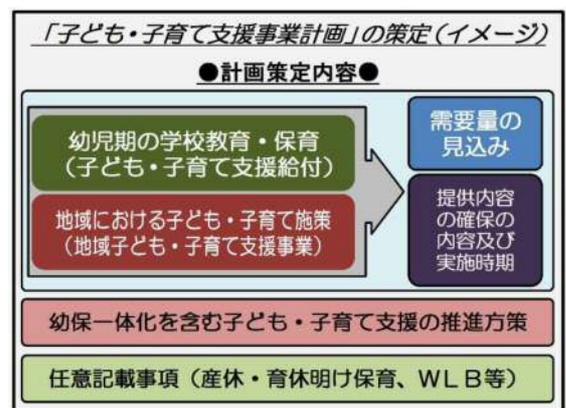
また、認定こども園、幼稚園及び保育所、保育ママなど、教育・保育施設や保育に関する事業を保護者が円滑に利用することができるよう子ども・子育て支援新制度に対応した庁内の事務処理システムを構築します。

地方分権推進については国の動向に留意するとともに、県からの事務の権限移譲についても対応を検討します。

～（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画について～

市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めます。

（子ども・子育て支援法第61条及び第62条）



施策2 国、県、企業等との連携・協力

12 国、県、企業等との連携による事業の推進

本市では、これまで保育需要への適切な対応を図るため、平成23年度からの3年間で4,000人を超える大幅な定員増を図るための認可保育所の整備をしてきました。

今後も、市内にある国有地や県有地、さらには鉄道事業者など、企業等の土地を活用した保育所の整備を推進します。

《施策の目標》

区分	平成26年度の実施
国、県、企業等との連携による事業の推進	<p><加速化プラン適用></p> <ul style="list-style-type: none">●国有地を活用した保育所整備（敷地の一部として利用） （高津区諏訪）●県有地を活用した保育所整備 （川崎区境町）●県有地を活用した保育所整備に向けた調整 （幸区塚越）●鉄道事業者を活用した保育所の運営開始 （JR武蔵新城駅周辺）●鉄道事業者を活用した保育所整備 （東急梶が谷駅周辺）

計画期間における取組

12 国、県、企業等との連携による事業の推進

●国有地、県有地、企業の土地等の活用による事業推進

本市では、これまでも市有地等を活用しながら、保育所の整備を推進してきましたが、さらなる保育需要への適切な対応に向けた大幅な保育所整備等の推進に当たっては、市内にある国有地や県有地の活用に向け、国、県、公的機関などに協力を働きかけていきます。

さらに、企業等が保有する土地等も活用が図れるよう、企業等への働きかけを進めます。

施策3 大都市等との広域的な連携

13 広域的な連携の推進

本市を含めた大都市等では、都市化の進行や人口の流入によって、子どもの育つ環境や地域のつながりも変化しており、虐待通告件数の増加や待機児童の増加など、子育てを取り巻く社会的な問題が起きています。そのため、定期的に行われる大都市会議等を通じて、他の大都市等との間に共通する課題を互いに共有しながら、広域的な連携を図ります。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
大都市等との広域的な連携	<ul style="list-style-type: none">●大都市会議等における課題の検討や共有化●課題解決に向けた広域連携による要望活動の実施●広域的な連携の促進に向けた取組

計画期間における取組

13 広域的な連携の推進

●大都市共通の課題の共有化と広域的な連携

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な施行に向け、九都県市や政令市などの大都市間での定期的な会議等その他、近隣大都市との情報交換を活発に行い、共通する課題や共有化を図ると共に、国や関係機関に対する要望等を行います。

第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本市は、これまで就学前児童数の増加や保育需要への適切な対応を図るため、「保育緊急5か年計画（改訂版）」や、「かわさき保育プラン」の事業推進計画に基づく認可保育所の整備により、平成23年度からの3年間で4,000人を超える定員増や多様な保育サービスの充実を図ることを中心として、保育サービスの充実を図ってきました。

都市部へ人口が集中し、低年齢（0歳から2歳）児を中心とした保育所の利用などの子ども・子育て支援サービスの利用ニーズは多様化しており、待機児童や児童虐待の増加等の子育てを取り巻く社会問題は、大都市等における共通の課題となっています。

子育てを取り巻く環境が変化する中、子ども・子育て支援サービスの利用ニーズは、就学前児童数の推移や働き方の多様化など、社会状況の変化に大きく影響を受けています。

また、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け、国において、保育制度を含めた子ども施策全般にわたる新たな制度として検討が進められています。

計画の推進にあたっては、すべての子どもの育ちが等しく保障され、子育てする家庭の選択が尊重されるよう、国の制度改正や本市の社会状況の変化、さらには子育てを取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、国の待機児童解消加速化プラン・保育緊急確保事業の支援メニューを積極的に活用することで、本市の最優先課題である待機児童ゼロを目指すとともに、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な導入に向けた取組を進めます。

2 計画の推進体制

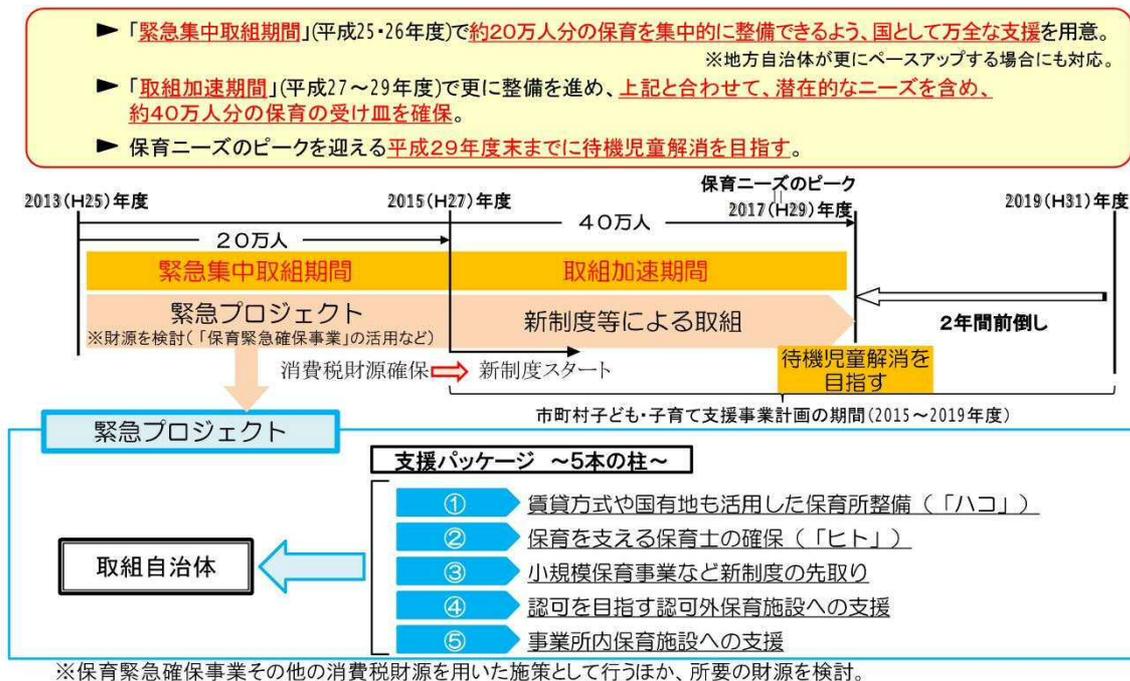
本市では、これまでも保育環境の整備などを本市の重点的な課題として捉えて、庁内の関係局・区との連携や川崎市児童福祉審議会での審議等を踏まえ保育施策を推進してきました。

この計画の推進にあたって、本市の社会状況の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内の関係局・区で構成する「川崎市保育施策庁内推進本部」において調整することにより、全庁的な対応を図るとともに、川崎市児童福祉審議会や川崎市子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえながら、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現を目指した取組を推進していきます。

参考 ▶▶▶ 【国の待機児童解消加速化プランと保育緊急確保事業について】

1 待機児童解消加速化プラン

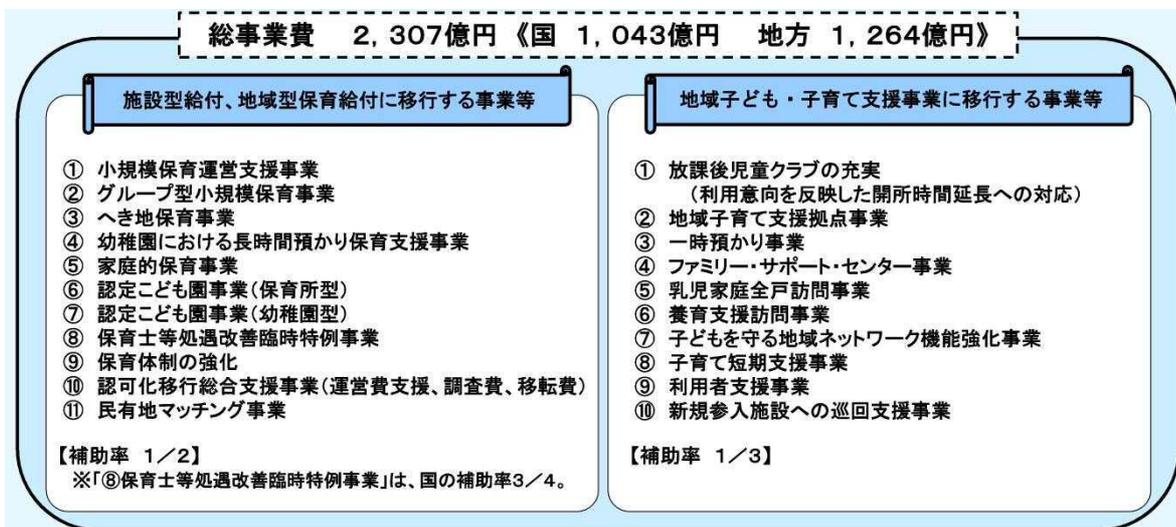
待機児童解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）を待たずに、地方自治体に対し支援策を講じるものです。



2 保育緊急確保事業

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、地方自治体に対し、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援するものです。

子ども・子育て支援法附則第10条により特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されています。



「待機児童解消加速化プラン」

本市が実施する事業	内容	摘要
(1) 保育所等の整備事業		
①保育所緊急整備事業	改修費等 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助するものです。	10か所 予定
②賃貸物件による保育所整備事業	改修費等 賃借料 保育所を整備するにあたり、賃貸物件による保育所の設置に要する費用を補助するものです。	15か所 予定
⑤家庭的保育改修事業	家庭的保育事業を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を助成し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助するものです。	
⑥認可化移行総合支援事業 (※A型整備費(改修費、賃借料補助))	認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に関し、設備整備及び改修整備等に要する費用等を補助するものです。	12か所 予定
⑦小規模保育設備促進事業	小規模事業の実施にあたり、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助するものです。	17か所 予定
(2) 保育士確保対策等		
①保育士研修事業	保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、研修や保育士人材確保のための取組を行うための事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。	
④保育士・保育所支援センター開設等事業(政令・中核市)	潜在保育士の就職や保育所の普及に活用支援等を行うセンターの開設及び運営に要する費用の一部を補助するものです。	
⑤認可外保育施設保育士資格取得支援事業(政令・中核市)	認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するため、養成学校等の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助を行うものです。	
⑥家庭的保育研修事業	家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する者の研修に参加するために必要な費用を補助するものです。	

「保育緊急確保事業」

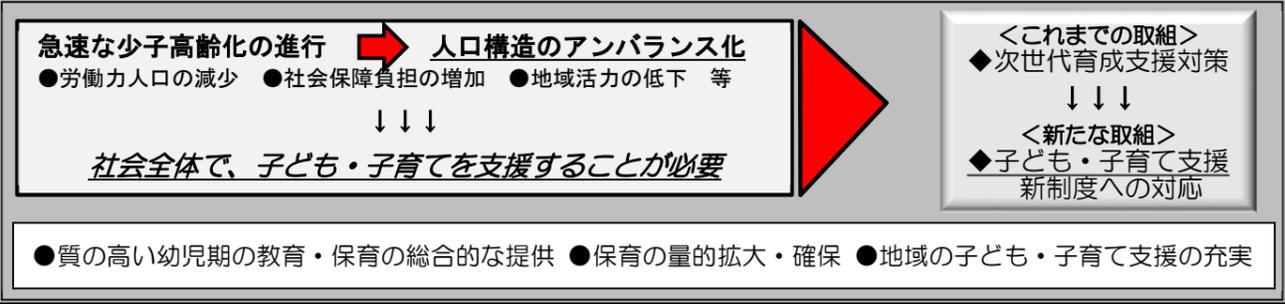
本市が実施する事業	内容	摘要
(1) 施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等(国1/2、県1/4、市町村1/4)		
小規模保育運営支援事業	利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、子ども・子育て支援新制度では地域型保育給付の対象となることから、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行うものです。	川崎認定保育園 38か所 予定
グループ型小規模保育事業	保育士又は研修により市が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携し、自身の居宅等に置いて複数の家庭的保育者と協力しながら8人以下(補助者がいる場合は15人以下)の就学前児童を保育するため必要な経費の補助を行うものです。	家庭保育福祉事業(共同型) 11か所 予定
幼稚園における長時間隔り保育支援事業	幼稚園を11週間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の補助を行うものです。	私立幼稚園6か所 予定
家庭的保育事業	保育士又は研修により市が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携し、自身の居宅等に置いて3人以下(補助者がいる場合は5人以下)の就学前児童を保育するため必要な経費の補助を行うものです。	家庭的保育事業(居宅型) 25か所 予定
認定こども園事業(幼稚園型)	幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等に関する事業に要する費用の補助を行うものです。	認定こども園2か所 予定
保育士等処遇改善臨時特例事業 (※補助率：国3/4、県1/3、市町村1/3)	保育士の処遇改善のため、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する運営費を上乗せする仕組み(保育所運営費の民改費)を基礎に上乗せ相当額を私立保育所に対して交付するものです。	私立保育所176か所 予定
認可化移行総合支援事業(運営費支援)	認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に関し、運営に要する費用等を補助するものです。	12か所 予定
認可化移行総合支援事業(調査費)	認可外保育施設が認可保育所又は認定こども園へ円滑に移行することを支援するため、園々の施設において移行の調査となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直しを行うための費用を補助するものです。	36か所 予定
民有地マッチング事業	保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を行うものです。	広告掲載費、広報費用
(2) 地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等(国1/3、県1/3、市町村1/3)		
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対処するため、地域子育て支援センターにおいて、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うための費用を補助するものです。	地域子育て支援センター 保育所併設型21か所(公営1、民営20) 児童館型26か所(民営) 単独型6か所(公営)
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業に対する補助を行うものです。	65か所 予定
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を行うために要する費用を補助するものです。	4か所 予定
利用者支援事業	保育所、認定こども園、幼稚園や子育て支援に関する事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者から、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するために要する費用を補助するものです。	

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子 《概要版》

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会の変化に伴う「つながりの希薄化」、「女性の社会進出」や「働き方の変化」、さらには「景気動向」や「価値観の多様化」などから大きく変化してきており、様々な社会的問題が起きています。子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築することが必要です。



2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまでその取組を進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』（以下『かわさき子ども「夢と未来」プラン』という。）についても、これまでの基本的な考え方等を継承しながら、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とします。

4 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

第2章 子どもを取り巻く環境の変化

1 子どもをめぐる状況

子ども・子育て関連 3 法の中では、子育てをめぐる現状と課題を次のように掲げています。

- 急速な少子化の進行
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
- 深刻な待機児童問題
- M字カーブ（30 歳代で低い女性の労働力率）
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り

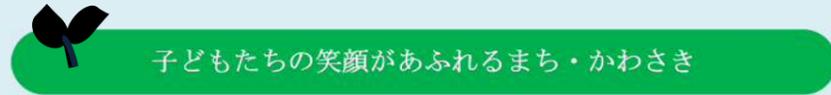
2 川崎市の子どもと家庭の状況

- (1) 川崎市の人口・世帯の状況
人口、人口動態、婚姻出産年齢の動向、子どものいる世帯の状況、子どもの日中の状況
- (2) 働く女性の状況
女性の就業者数、母親の就労状況

第3章 計画の基本方向

1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき基本理念として次のとおり掲げます。



2 計画の基本的視点

この計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本方向を踏まえ、以下の 8 つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

《8 つの基本的視点》

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点	⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
② 次代の親を育む視点	⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点
③ 親育ちの過程を支援する視点	⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点	⑧ 地域の実情に応じた視点

3 計画の基本目標と施策の展開

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会の推進	基本目標Ⅳ 質の高い教育・保育の総合的な提供
基本目標Ⅱ 安心して子育てできる社会の仕組みの構築	基本目標Ⅴ 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援
基本目標Ⅲ 子育て家庭を支える地域の環境の充実	基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしい環境の整備

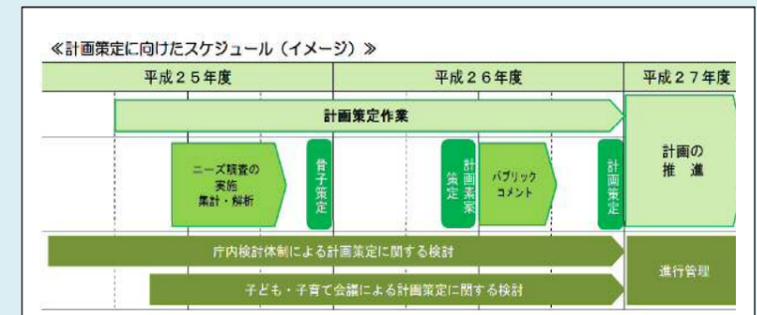
第4章 計画の策定に向けて

1 計画骨子の策定について

計画の策定にあたっては、平成 25 年度中に、計画の趣旨や目的、基本方向などを示した「(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子」を取りまとめ、これを基に平成 26 年度中の計画の策定を目指します。今後におきましては、庁内における計画検討体制とともに、川崎市子ども・子育て会議等において御意見をいただきながら、同計画策定に向けた検討を進めます。

2 計画の策定に向けて

この計画においては、これまでの取組に加え、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。



(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画
骨子

平成26年3月

川崎市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	これまでの子ども・子育て支援に向けた取組	3

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1	子どもをめぐる状況	5
2	川崎市の子どもと家庭の状況	12

第3章 計画の基本方向

1	計画の基本理念	16
2	計画の基本的視点	16
3	計画の基本目標と施策の展開	18

第4章 計画の策定に向けて

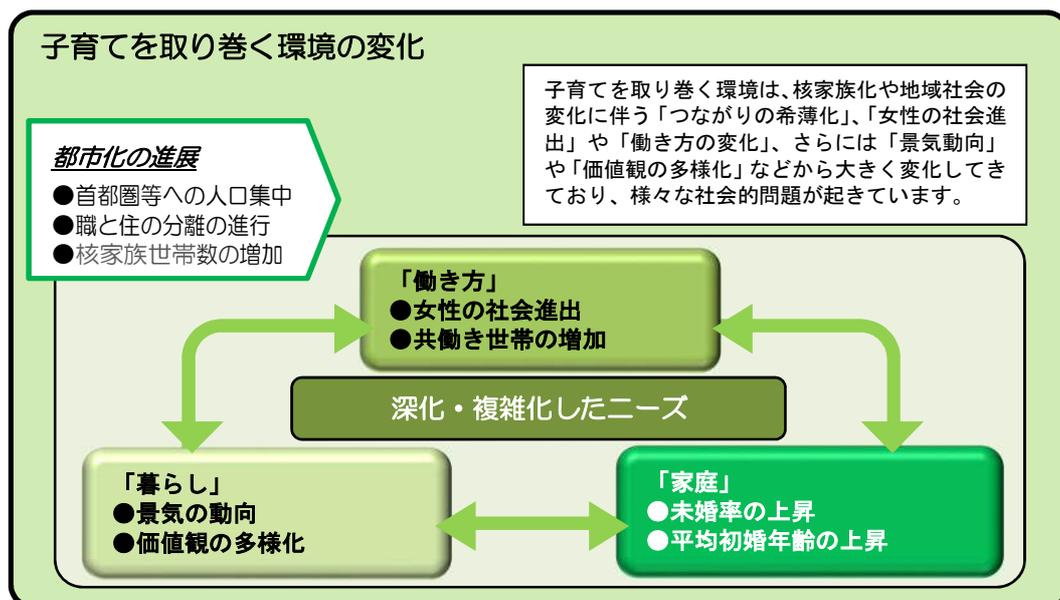
1	計画骨子の策定について	20
2	計画の策定に向けて	20

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。



このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成 15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成 22(2010)年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24(2012)年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。

川崎市においては、平成 17(2005)年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』(以下『かわさき子ども「夢と未来」プラン』)という。)を策定し、平成 17(2005)年度から 26(2014)年度までを計画期間として、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

<子ども・子育て支援新制度への対応>

平成 27(2015)年度からの実施に向け作業が進められている「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。

子ども・子育て支援新制度における「子育てをめぐる現状と課題」

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意志を持っており、希望子ども数も2人以上
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- 子ども・子育て支援が量・質ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子ども・子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実



2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

さらに、これまで取組を進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

- この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「川崎市子ども・子育てに関する調査」を実施しました。

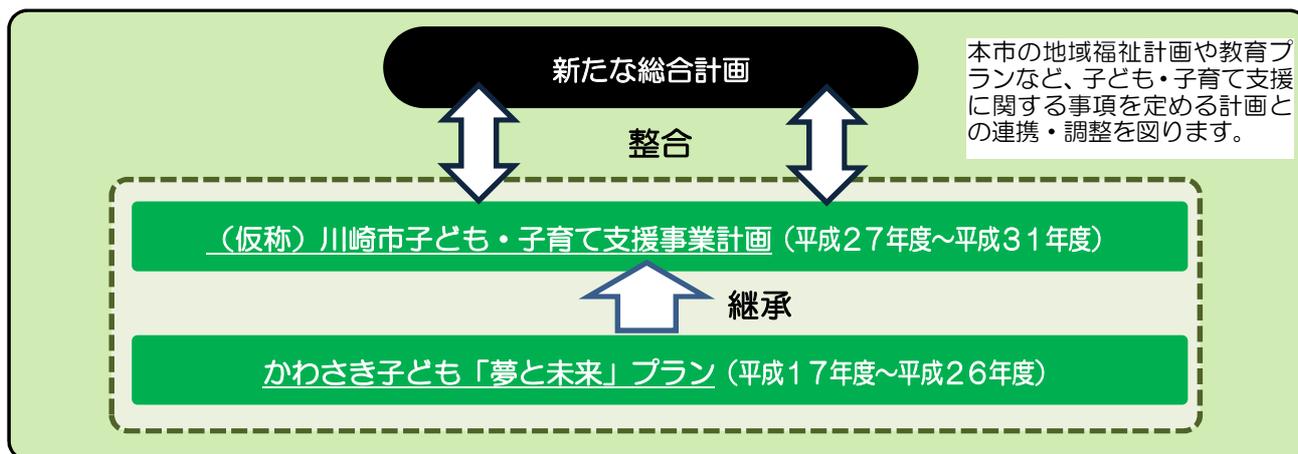
■調査の概要

目的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする
実施期間	平成25年9月27日（金）から10月18日（金）まで
調査対象	就学前児童の保護者 15,000件 就学児童の保護者 3,000件
抽出方法	無作為抽出
回収率 ()内は有効回答者数	就学前児童の保護者 46.5% (6,969件) 就学児童の保護者 44.6% (1,338件) 合計 46.2% (8,307件)

- 計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て中の保護者などで構成する「川崎市子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定します。また、計画策定段階において、市民等からのあらゆる視点やより多くの意見・提案をいただけるように、市民等参加の機会を充実するよう努めます。

- この計画は、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』（～平成26(2014)年度）の基本的な考え方を継承します。また、本市の市政運営の基本方針となる新たな総合計画の策定等とも整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

《子ども・子育て支援の総合的な推進（イメージ）》



3 計画の期間

この計画は、平成 25(2013)年度中に計画骨子を取りまとめ、平成 26(2014)年度中に計画策定、平成 27(2015)年度を初年度とし、平成 31(2019)年度までの 5 年間で計画期間とします。



4 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組

(1) 『かわさき子ども「夢と未来」プラン』を振り返って

本市では、計画に掲げた次の 6 つの基本目標に沿って施策を展開してきました。

基本目標Ⅰ	子どもの権利を尊重する社会づくり
基本目標Ⅱ	家庭の育てる力を支える仕組みづくり
基本目標Ⅲ	子育て家庭を支援する地域づくり
基本目標Ⅳ	親と子の心とからだの健康づくり
基本目標Ⅴ	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり
基本目標Ⅵ	子どもと子育てにやさしいまちづくり

計画に位置付けられた施策の進捗状況の詳細については、本市のホームページ『かわさき子ども「夢と未来」プラン～川崎市次世代育成支援対策行動計画～』に掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000030147.html>

(2) 目標事業量の進捗状況

『かわさき子ども「夢と未来」プラン』では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しました。その進捗状況は次のとおりです。(後期計画：中間評価)

■ 目標事業量設定事業の一覧

区分		単位	年度実績			平成26年度 目標事業量	達成率 (%)	
			22	23	24			
基本目標Ⅱ	認可保育所	認可保育所定員	人	14,675	15,905	17,490	18,605	94.0
		延長保育事業	か所	162	185	205	230	89.1
		一時保育事業	か所	32	35	43	39	110.3
		休日保育事業	か所	6	6	6	7	85.7
		夜間保育事業	か所	1	1	1	1	100.0
	認可外	家庭保育福祉員(保育ママ)	人	69	94	117	95	123.2
	乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	3	4	75.0	
基本目標Ⅲ	地域子育て支援センター	か所	48	49	51	51	100.0	
	ふれあい子育てサポート事業	か所	4	4	4	5	80.0	
	ショートステイ事業	か所	1	2	2	5	40.0	
	トワイライトステイ事業	人	2	7	10	10	100.0	
基本目標Ⅴ	放課後児童健全育成事業	か所	113	113	113	113	100.0	
	※()内は国庫補助対象	人	10,263	11,850	12,167	13,700	88.8	

※ 達成率については、小数点第2位を四捨五入したものの。

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1 子どもをめぐる状況

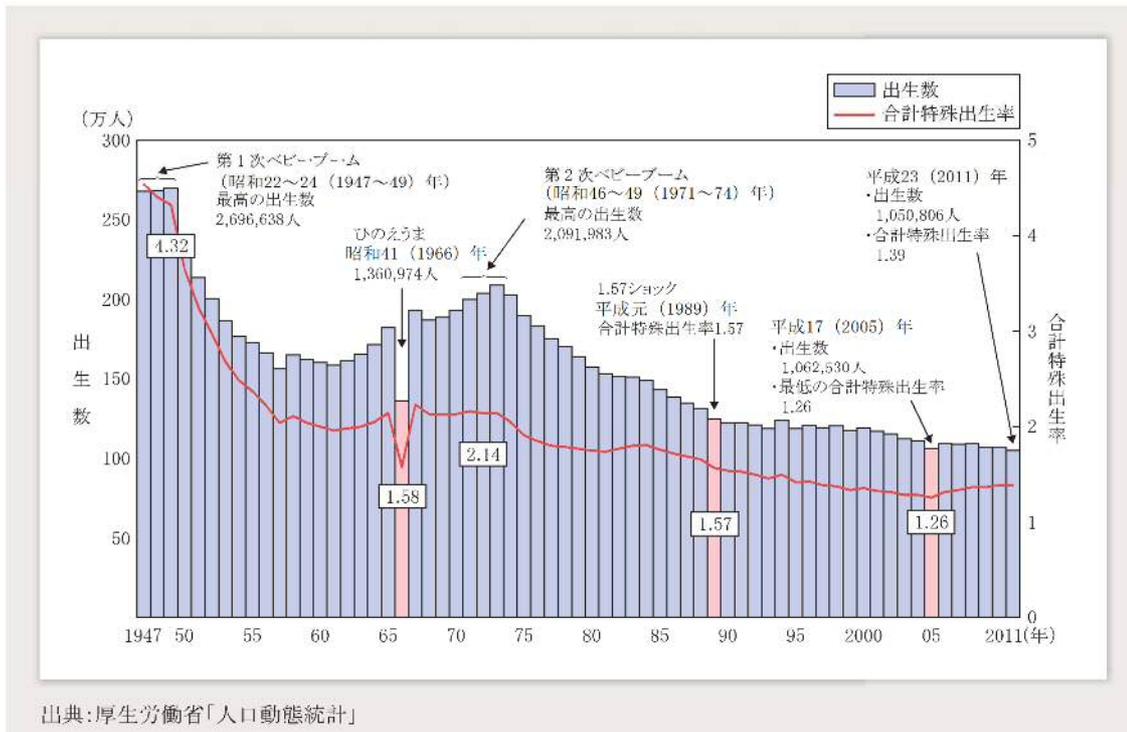
子ども・子育て支援新制度においては、子育てを巡る状況として、次のような現状と課題があげられています。

(1) 急速な少子化の進行

・我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人であったが、昭和50(1975)年に200万人を割り込み、それ以降毎年減少し続けました。平成3(1991)年以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向が続き、平成23(2011)年の出生数は、105万806人と前年から2万498人減少しております。

少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、人口構造の変化をもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に影響を与えることが懸念されています。

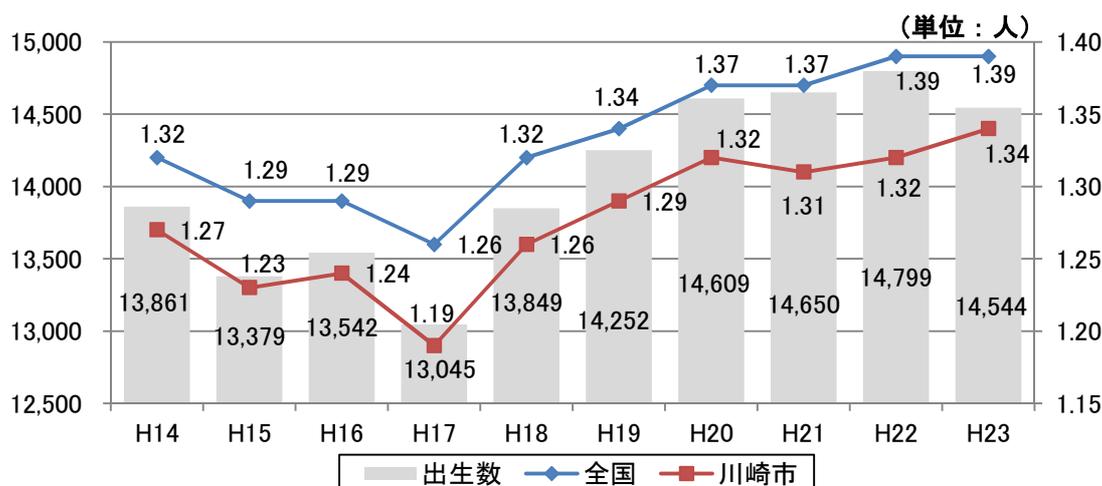
■ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



・一方、本市の年間の出生数は、平成18(2006)年以降増加・横ばいの傾向を示しており、平成23(2011)年には14,544人となっています。

合計特殊出生率は、昭和45(1970)年から昭和55(1980)年にかけて2.23から1.68へ大きく低下し、昭和60(1985)年には1.69とやや上昇しましたが、昭和60(1985)年から平成17(2005)年まで再び低下していました。しかし、平成18(2006)年以降上昇傾向に転じるも横ばいが続き、平成23(2011)年には1.34となっています。また、全国平均と比較して0.05ポイント低くなっています。

■出生数及び合計特殊出生率の年次推移（川崎市）



資料：こども本部調べ

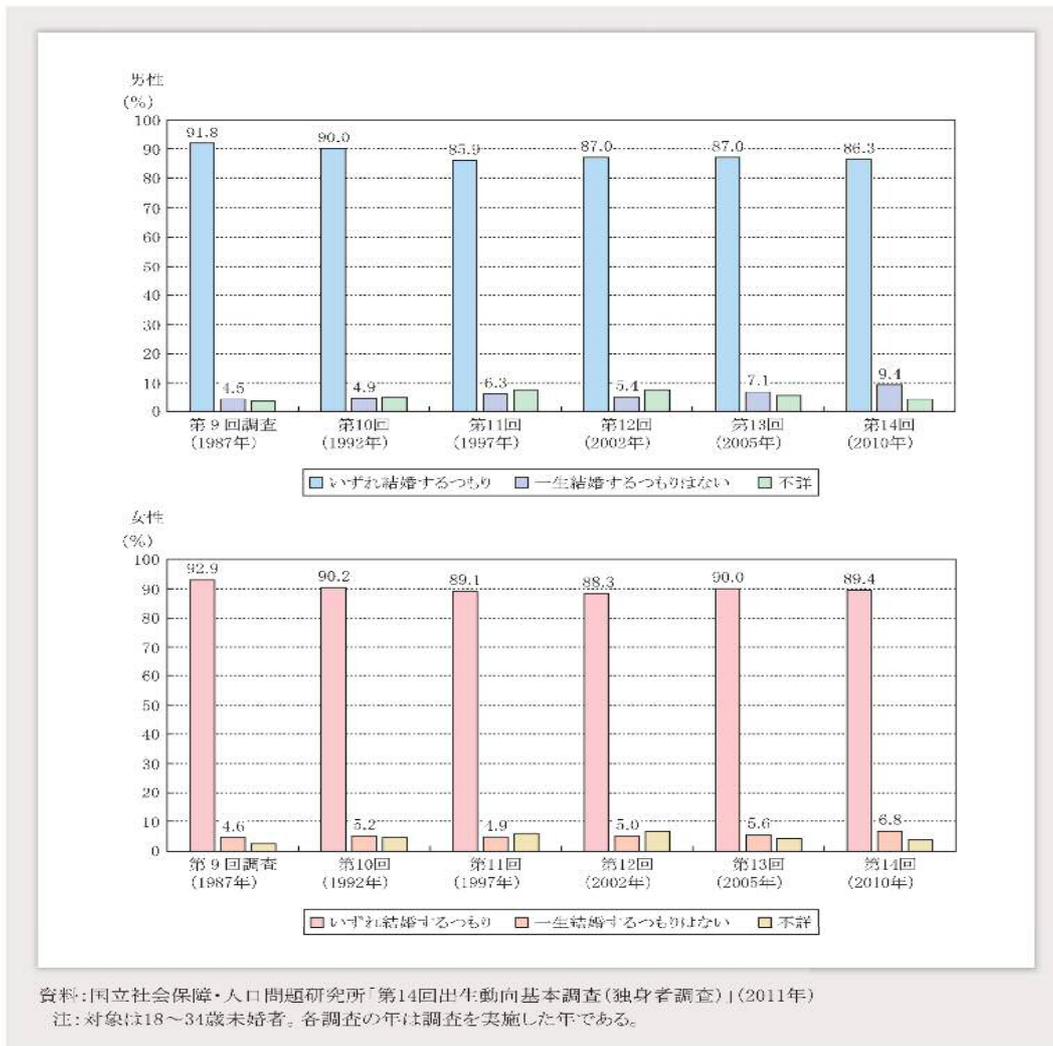
（２）結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

・国立社会保障・人口問題研究所が実施した『「第14回出生動向基本調査（独身者調査）」（2011年）』によると、いずれは結婚しようと思う未婚者の割合は、男性86.3%、女性89.4%と依然として高い水準にあります。また、『「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2011年）』では、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、2.4人となっております。

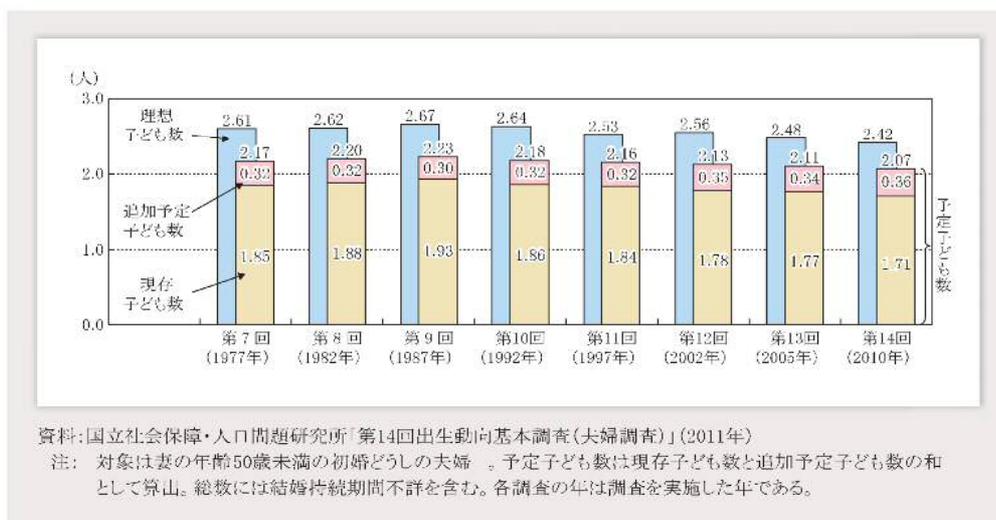
しかしながら、長引く不況による就職難や雇用環境の悪化等により、経済的に自立できず、結婚や子どもを持つことができない若者が存在しています。このような状況は、少子化に拍車をかける原因の一つとして懸念されています。

・本市が実施した「川崎市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書平成21（2009）年」によると、理想的な子どもの数と実際に持つつもりの子どもの数について調査した結果、理想的な子どもの数を「3人」と回答した人が最も多くなっていますが、実際に持つつもりの子どもの数は「2人」と考えている人が最も多く、理想と実際に持つ子どもの数とに乖離が見られます。

■調査別にみた、未婚者の生涯の結婚意志



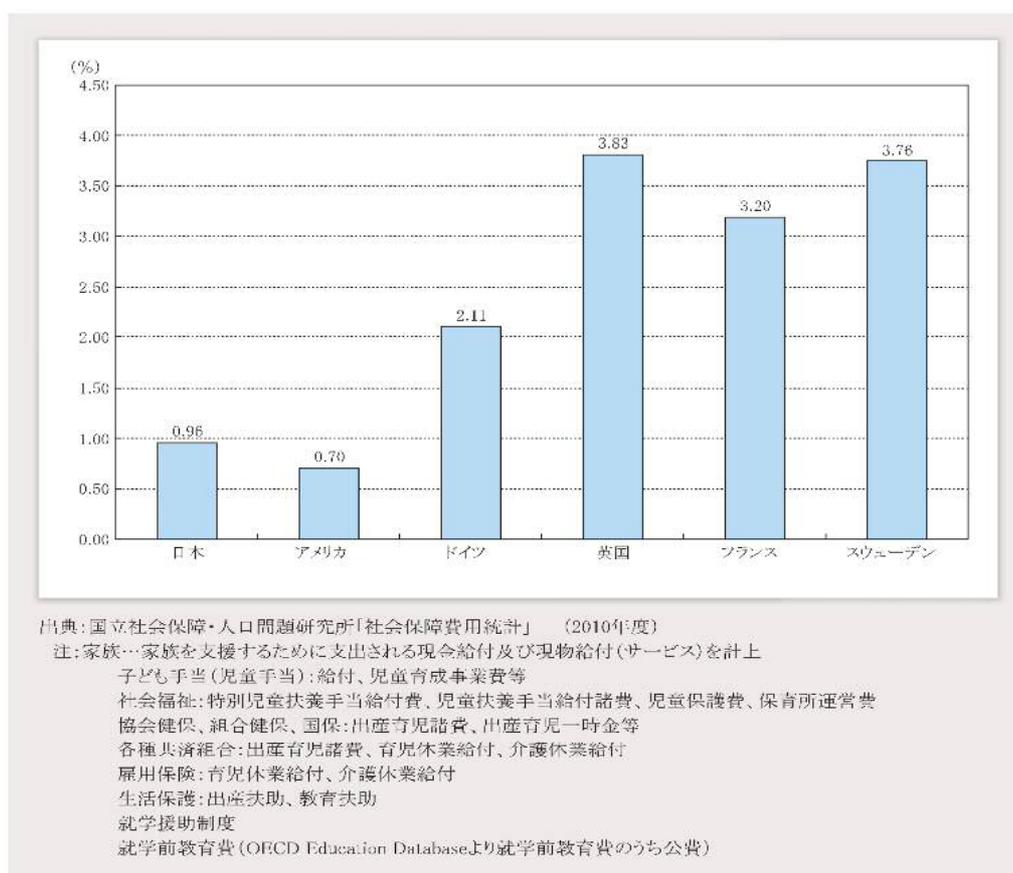
■調査別にみた、平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移



(3) 子ども・子育て支援が質・量ともに不足

・我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されています。家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は0.96%（平成21(2009)年）となっており、フランス3.20%、イギリス3.83%、スウェーデン3.76%など、欧州諸国と比しておよそ3分の1と低い値を示しています。

■各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2009年度）



(4) 子育ての孤立感と負担感の増加

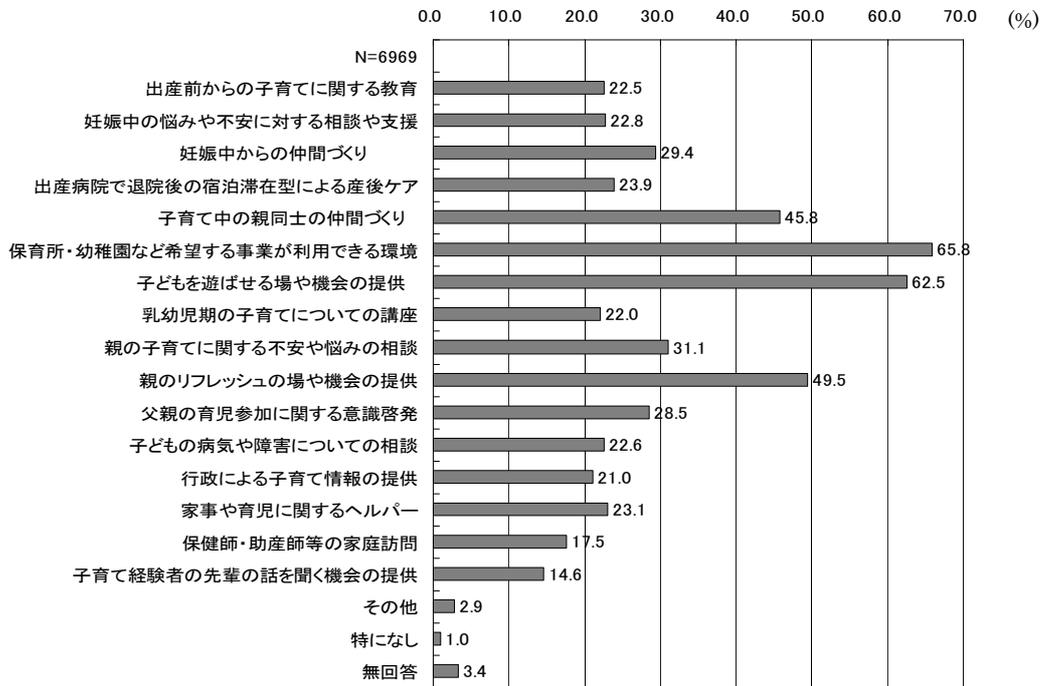
・核家族化の進行などにより、乳幼児に接することなく親になるケースが増え、地域との関わりの希薄さもあいまって、孤立した環境の中で子育てを強いられることから、不安感や負担感を持つ親が増加しているとともに、児童虐待の相談・通告件数も増加傾向にあります。

また、就労する女性が増加しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることが、子育てや家事に対する母親の負担感を増すとともに、女性の社会参加を阻む要因となっています。

・本市が実施した『「川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書」平成26(2014)年』によると、安心して子育てを行うために、あればよいと思うサポートとして、「親の子育てに関する不安や悩みの相談」「子育て中の親同士の仲間づくり」「親のリフレッシュの場や機会の提供」と答えた就学前の子どもを持つ保護者は3割から5割を占める結果となりました。

■安心して子育てを行うために、あればよいと思うサポート

<就学前子ども>



資料:「川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書」平成26(2014)年

(5) 深刻な待機児童問題

・女性の社会進出や働き方の変化による共働きの増加や核家族世帯の増加、さらに育児休業制度が普及したことなどに伴い、保育所の利用ニーズも高まっております。また、首都圏への人口集中を背景として、子育て世帯が多く転入するなど、就学前児童数の増加により深刻な保育所待機児童問題が起こっています。

・本市においても、人口の増加に伴い、就学前児童数が増えており、子育てを取り巻く環境の変化や景気の動向、社会動態の影響、親の意識の多様化など様々な状況から、認可保育所の利用を希望する方が増えております。

■保育所待機児童の現状



資料:厚生労働省



資料:子ども本部調べ

(6) 放課後児童クラブの不足「小1の壁」

・共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する問題を「小1の壁」といいます。保育園では、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえますが、就学後の放課後児童クラブ等では通常18時で終わってしまうところも多く、保育園よりも預かり時間が短くなってしまふことから、保護者は安全面でも精神面でも心配が付きまとい、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるワーキングマザーが増加しています。

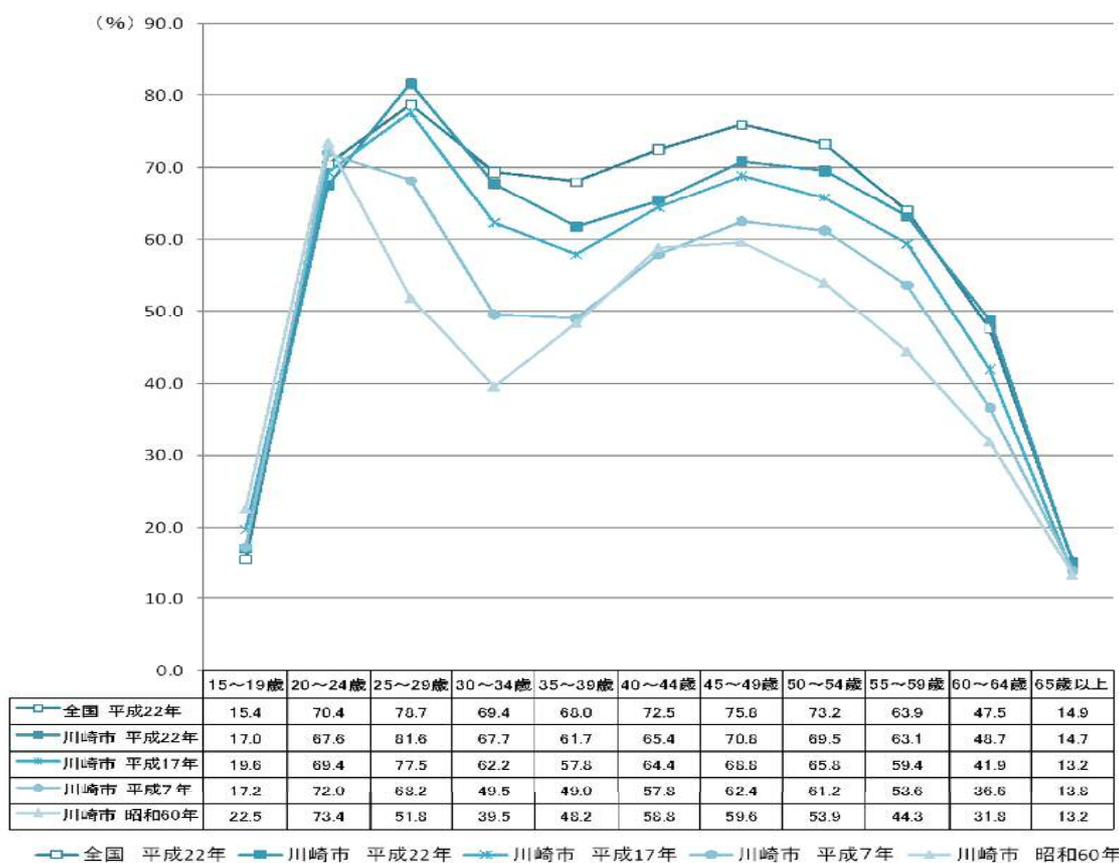
・本市では、放課後における小学生の遊びや体験の場として、小学校1年生から6年生までのすべての子どもを対象とし、市内小学校に18時までのわくわくプラザを設置するとともに、18時から19時までの子育て支援・わくわくプラザ事業を実施するなど、小学生の居場所の提供や安全の確保に努めてきました。

(7) M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）

女性の就業者数は、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する傾向が続いていることから、30歳代女性の就業者数の減少により、女性労働力率は、いわゆる「M字カーブ」型で推移しています。

女性労働力を年齢別にみると、25～29歳と45～49歳を頂点とし、30～34歳、35～39歳を底辺とするM字型を示しています。

■ 年齢別女性労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

・本市では、昭和60(1985)年以降の推移をみると、15～19歳、20～24歳及び65歳以上を除くすべての階級で労働力率が上昇しており、昭和60(1985)年に比べて、平成22(2010)年では25～29歳が29.8ポイント、30～34歳が28.2ポイント上昇しています。

また、平成22(2010)年について、25～29歳を除き全体的に全国のポイントを下回っており、特徴として、25～29歳の労働力率は全国を上回っていますが、30～34歳の労働力率は全国を下回っており、この期間に仕事を離れる女性が特に多くなっています。

(8) 子育て支援の制度・財源の縦割り

子育て支援に関する制度は、国の推進体制及び財源がその制度ごとにバラバラなため、体制の一元化と、財源を給付・事業に応じて一元化することが求められています。

(9) 地域の実情に応じた提供対策が不十分

子ども・子育て支援は、その地域の実情に応じて、すべての子ども・子育て家庭を対象とした事業の実施が必要であることから、それらを的確に捉えた提供対策が求められています。

2 川崎市の子どもと家庭の状況

(1) 川崎市の人口・世帯の状況

ア 人口

本市の人口は、昭和45(1970)年以降一貫して増加しており、平成21(2009)年4月には140万人を超え、平成25(2013)年10月1日現在1,448,196人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は、昭和51(1976)年の251,253人をピークに平成12(2000)年まで減少していましたが、その後は増加しており、平成25(2013)年10月1日現在188,019人となっています。15歳～64歳の生産年齢人口は、平成23(2011)年の989,158人をピークにそれ以降減少に転じ、65歳以上の老年人口は、昭和45(1970)年以降一貫して増加しています。

■人口3区分の人口推移と構成割合

(年)	年齢3区分の人口推移 (人)				(年)	構成割合		
	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総数(1)		年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和45年	225,034	715,726	32,716	973,476	昭和45年	23.1%	73.5%	3.4%
昭和50年	244,704	726,056	43,432	1,014,951	昭和50年	24.1%	71.5%	4.3%
昭和55年	238,647	743,092	58,238	1,040,802	昭和55年	22.9%	71.4%	5.6%
昭和60年	219,529	794,913	74,060	1,088,624	昭和60年	20.2%	73.0%	6.8%
平成2年	193,536	883,707	93,798	1,173,603	平成2年	16.5%	75.3%	8.0%
平成7年	173,707	907,801	120,373	1,202,820	平成7年	14.4%	75.5%	10.0%
平成12年	170,670	923,655	154,704	1,249,905	平成12年	13.7%	73.9%	12.4%
平成17年	174,264	957,712	194,176	1,327,011	平成17年	13.1%	72.2%	14.6%
平成22年	185,571	988,540	237,298	1,425,512	平成22年	13.1%	70.0%	16.8%
平成23年	186,166	989,158	241,346	1,430,773	平成23年	13.1%	69.8%	17.0%
平成24年	187,135	986,038	251,888	1,439,164	平成24年	13.1%	69.2%	17.7%
平成25年	188,019	983,224	262,850	1,448,196	平成25年	13.1%	68.6%	18.3%

注(1)総数には「年齢不詳」を含む。 注(2)構成割合は「年齢不詳」を除いて算出

イ 人口動態

出生数は、平成18(2006)年以降増加・横ばいの傾向を示しており、平成23(2011)年には14,544人となっています。また、出生率(人口1,000人に対する出生数)については、平成23(2011)年には10.0となっており、19政令指定都市(熊本市を除く)の中では最も高い数値となっています。

ウ 婚姻・出産年齢の動向

平均初婚年齢

平均初婚年齢は年々上昇しており、晩婚化が進行しています。昭和50(1975)年に夫が27.3歳、妻が25.0歳であったものが、平成23(2011)年には夫が31.5歳、妻が29.8歳となっており、この35年間に夫が4.2歳、妻が4.8歳それぞれ上昇しています。また、全国平均と比べると、夫・妻とも0.8歳それぞれ高くなっています。

未婚率

未婚率は、近年増加傾向にありましたが、平成22(2010)年において、男性の30歳～34歳が減少しました。また、25歳～29歳、35歳～39歳においてもやや減少傾向にあります。

女性の場合、20歳代後半から30歳代前半を中心にして全体的に上昇していますが、増加率にやや落ち着きがみられます。特に男性の30歳～34歳、女性の25歳～29歳については、昭和50(1975)年にそれぞれ22.1%、22.2%であったものが、平成22(2010)年にはそれぞれ48.1%、63.5%と大

大きく上昇しています。また、生涯未婚率をみると、男性は23.4%、女性は12.7%となっており、晩婚化に加えて、非婚化（生涯結婚しない人の増加）も進んでいます。

平均出産年齢

晩婚化・非婚化の進行に伴い、平均出産年齢も上昇しています。第1子出産平均年齢は年々上昇傾向にあります。平成23(2011)年には31.5歳と平成17(2005)年からは横ばい状況にあります。

総出産平均年齢も平成23年には32.4歳であり、平成2(1990)年と比較して3.5歳上昇しています。

エ 子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にありましたが、平成17(2005)年以降増加しています。しかし、子どものいる一般世帯の割合でみると、昭和50(1975)年では50.5%と約2世帯に1世帯の割合に対し、平成22(2010)年には20.9%と約5世帯に1世帯が子どものいる世帯という状況になっています。

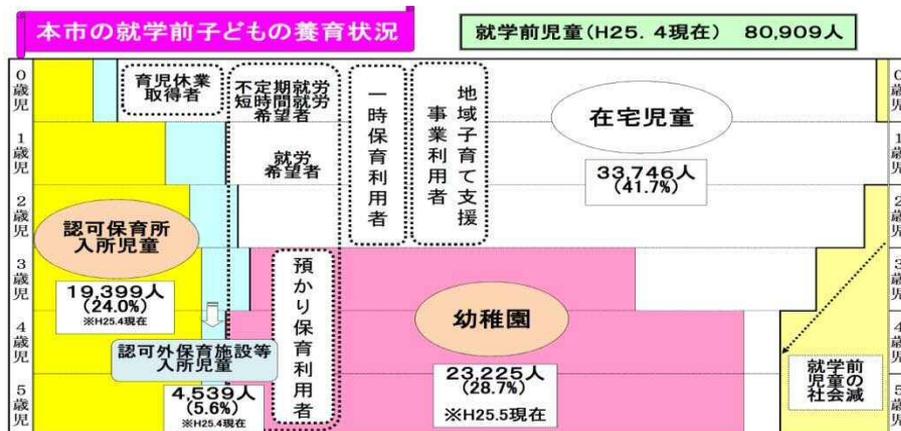
■子どものいる一般世帯数の推移



(注)昭和50年～昭和55年は普通世帯数である。
資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

オ 子どもの日中の状況

本市の就学前子どもの養育状況は、認可保育所に24.0%、認可外保育施設等に5.6%、幼稚園に28.7%となっており、それ以外の41.7%の子どもが在宅等で養育される子どもとなっています。



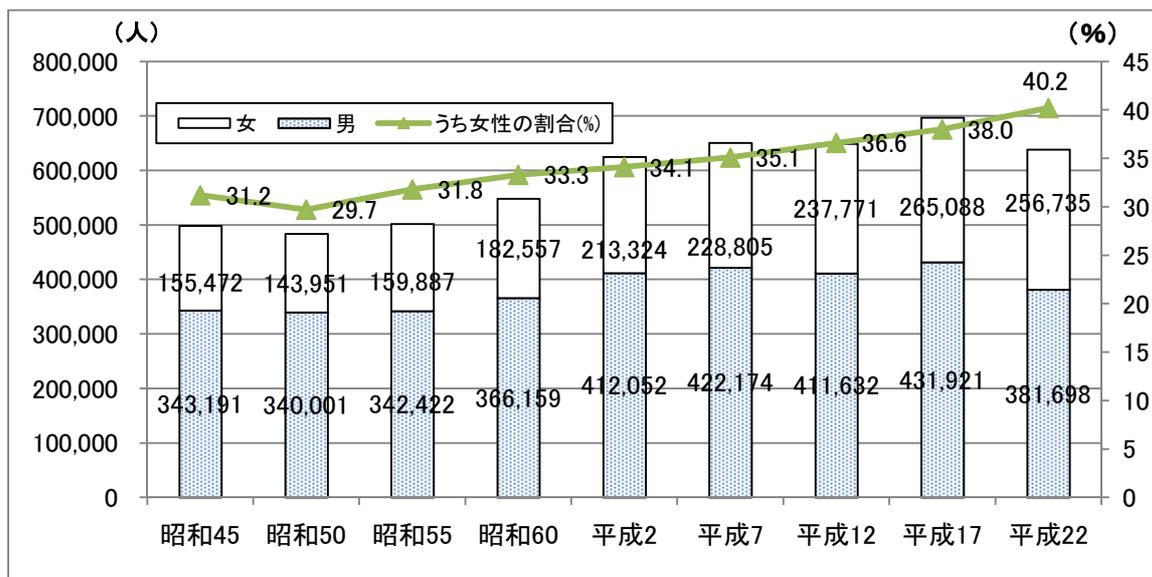
資料：こども本部調べ

(2) 働く女性の状況

ア 女性の就業者数

女性の就業者数は、平成 22(2010)年 10 月 1 日現在 256,735 人を数え、就業者全体の 40.2%を占めています。また、昭和 45(1970)年と比べると、101,263 人増え、65.1%の増加率となっており、この間の男性就業者の増加率 (11.2%) を大幅に上回っています。

■ 男女別就業者の推移



(うち女性の割合推移)

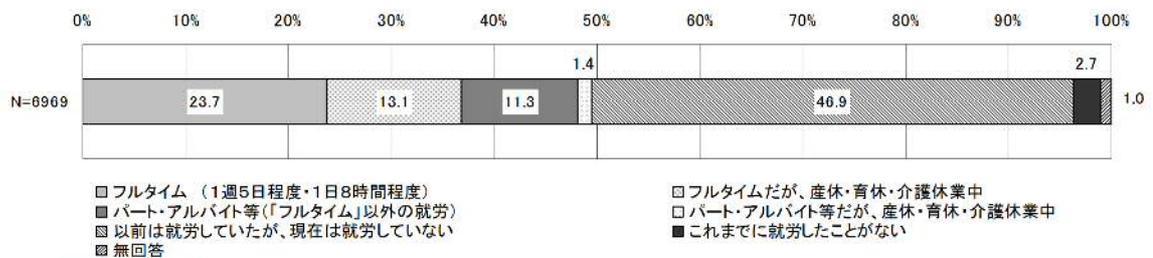
年	昭和 45	昭和 50	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22
割合 (%)	31.2	29.7	31.8	33.3	34.1	35.1	36.6	38.0	40.2

資料：総務省「国勢調査報告」(各年10月1日)

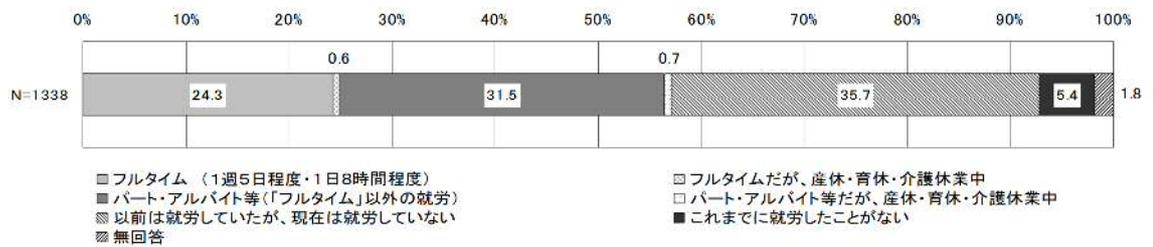
イ 母親の就労状況

母親の就労状況について、『「川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書」平成26(2014)年』によると、産休・育休等休業中を含めフルタイムは、就学前子ども36.8%、就学子ども24.9%であり、パート・アルバイト等の就労は、就学前子ども12.7%、就学子ども32.2%と就学子どもでパート・アルバイト等の就労が多くなっています。

■就学前子ども(SA)



■就学子ども(SA)



資料:「川崎市子ども・子育て支援に関する調査報告書」平成26(2014)年

第3章 計画の基本方向

1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき基本理念として次のとおり掲げます。



子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき

本市では、これまで、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや、将来親になる世代が希望を持って子どもを産み育てることのできる環境づくりを社会全体で推進していくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

この計画においては、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を基本理念に掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

2 計画の基本的視点

本市では『かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

この計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本方向を踏まえ、以下の8つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

② 次代の親を育む視点

⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点

③ 親育ちの過程を支援する視点

⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

⑧ 地域の実情に応じた視点

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点

川崎市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、子どもの権利保障に取り組んできました。「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりを権利の主体とするとともに、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。

特に支援を必要とする子どもに対しては、その権利が十分保障されるよう配慮します。

② 次代の親を育む視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取組を進めます。

③ 親育ちの過程を支援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることを通じて、親として成長し、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。

④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

そのためには、子ども・子育て支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

子育て世代の男性の長時間労働や出産に伴う女性の厳しい就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取組を進めます。

⑥ 全ての子どもと家庭を支援する視点

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を支援します。

⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

⑧ 地域の実情に応じた視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、川崎市の中でも多様な地域が存

在しています。そのため、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るためには、社会資源の活用など、地域の特性に応じた取組を効果的に推進します。

3 計画の基本目標と施策の展開

これまで、本市では『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の基本方向を受け、この計画の基本理念の実現に向け、基本目標を据えるとともに施策の方向に沿った総合的な施策を展開してきました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、「家族や親が子育てを担う」、そしてそれを、「社会全体で子育てを支える」「子どもと子育てを応援する社会」を実現することが、今まさに、取り組むべき喫緊の課題となっています。

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

◆基本目標

基本理念を実現するために、次の6つを基本目標に据え、総合的に施策を展開します。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会の推進

基本目標Ⅱ 安心して子育てできる社会の仕組みの構築

基本目標Ⅲ 子育て家庭を支える地域の環境の充実

基本目標Ⅳ 質の高い教育・保育の総合的な提供

基本目標Ⅴ 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援

基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしい環境の整備

〈基本目標〉

<p>基本目標 I</p>	<p>●<u>子どもの権利を尊重する社会の推進</u></p> <p>「子どもの権利条例」について学ぶ機会の充実や子どもが主体的に参加できるまちづくりの推進、子どもの権利を守るための取組を進めます。</p>	<p>子どもの権利や子どもの権利条例の普及・啓発を強化して、子どもの権利の尊重や子どもが主体的に参加できるまちづくりを進めます。</p>
<p>基本目標 II</p>	<p>●<u>安心して子育てできる社会の仕組みの構築</u></p> <p>男女が互いによきパートナーとして共に家事・育児を担うことのできる環境づくりに向けた取組を進めるとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を行います。</p>	<p>男女がともに支えあいながら子育てができるよう男女共同参画の意識醸成の促進や仕事と家庭のバランスがとれた生活が送れるよう取組を進めます。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p>
<p>基本目標 III</p>	<p>●<u>子育て家庭を支える地域の環境の充実</u></p> <p>地域全体で子育てを支えていくために、地域の社会資源（場・人材）を発掘し、育成を図るとともに、相互の連携強化など、地域のネットワークづくりを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図ります。</p>	<p>子育て支援拠点としての区役所を中心に、地域の社会資源を発掘・育成します。また、それら社会資源の連携・強化を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりの推進や子育てしやすい地域環境の整備を図ります。</p>
<p>基本目標 IV</p>	<p>●<u>質の高い教育・保育の総合的な提供</u></p> <p>質の高い教育・保育の総合的な提供を図り、すべての子どもが質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、確かな学力の育成を図るための取組の推進、地域の教育力を活かした特色ある学校づくりを推進します。また、利用者の個々のニーズに応じた、きめ細やかな情報提供を図ります。</p>	<p>すべての子どもが質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」を図ります。また、幼児・学校教育の充実や家庭・地域の教育力の向上に向けた取組を進めます。さらにサービス利用者のニーズに応じたきめ細やかな支援を図ります。</p>
<p>基本目標 V</p>	<p>●<u>子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援</u></p> <p>次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、妊娠・出産、乳幼児から学齡児、思春期までの一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。また、増加する児童虐待の対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。</p>	<p>親と子の健康づくりの推進や遊びや体験を通じた子どもの健やかな育成と若者の社会参加に向けた支援を図ります。また、社会的養護を必要とする子どもや家庭への相談支援体制の充実や障害のある子どもと家庭への支援の充実を図ります。</p>
<p>基本目標 VI</p>	<p>●<u>子どもと子育てにやさしい環境の整備</u></p> <p>子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。</p>	<p>子育て世帯が安全でゆとりある住環境の中で生活できるよう取組を推進します。安全・安心して外出できるまちづくりの推進や子どもの安全の確保に向けた取組の充実を図ります。</p>

第4章 計画の策定に向けて

1 計画骨子の策定について

(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画では、「すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援すること」を目的としております。

同計画の策定にあたっては、平成25(2013)年度中に、計画の趣旨や目的、基本方向などを示した「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子」を取りまとめ、これを基に平成26(2014)年度中の計画の策定を目指します。

今後におきましては、庁内における計画検討体制とともに、子ども・子育て支援法の規定に基づき、「有識者」、「事業主代表」、「労働者代表」、「子育て当事者」、「子育て支援従事者」等から成る川崎市子ども・子育て会議等において御意見をいただきながら、同計画策定に向けた検討を進めます。

2 計画の策定に向けて

本市では、これまで、『かわさき子ども「夢と未来」プラン』などに基づき、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な子ども・子育て支援の推進と、その展開を図ってきました。

さらに、この計画においては、これまでの取組に加え、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

計画の策定にあたっては、本骨子の中に示した「基本理念」、「基本的視点」、「基本目標」を基に、子ども・子育て支援のさらなる充実に向けた取組について、具体的な検討を進めます。

《計画策定に向けたスケジュール(イメージ)》

